

火 薬 類 取 締 法 申 請 等 の 手 引

平成 31 年 4 月
(令和 5 年 4 月改訂)
(令和 7 年 6 月改訂)
(令和 8 年 9 月改訂)

愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課

目 次

第1章 総則

1	目的	1
2	火薬類	1
3	行商及び屋外販売の禁止	3
4	所持者の範囲	3
5	取扱者の制限	3

第2章 事業

1	製造	3
1. 1	製造施設等の変更	5
1. 2	製造施設に係る軽微な変更の工事	5
1. 3	許可申請書等の記載事項の変更	6
1. 4	特定施設の使用の休止	6
1. 5	製造の営業の廃止	6
2	販売	6
2. 1	許可申請書等の記載事項の変更	7
2. 2	販売の営業の廃止	7
3	貯蔵	7
3. 1	庫外貯蔵	7
4	火薬庫	8
4. 1	火薬庫に係る軽微な変更の工事	9
4. 2	火薬庫の承継	10
4. 3	許可申請書又は工事設計明細書の記載事項の変更	10
4. 4	許可申請書又は工事設計明細書の記載事項の変更	10
4. 5	火薬庫の使用の休止	10
4. 6	火薬庫の廃止	10
4. 7	火薬庫占有義務	11
5	輸入	11
5. 1	許可申請書の記載事項の変更	12
5. 2	輸入後の届出	12
6	廃棄	12
6. 1	許可申請書の記載事項の変更	13
7	危害予防規程	13
7. 1	軽微な変更の工事に伴う危害予防規程の変更	14
8	保安教育	14
9	保安責任者、その代理者及び副保安責任者	14
9. 1	製造保安責任者、その代理者又は製造副保安責任者の選解任	15
9. 2	取扱保安責任者、その代理者又は取扱副保安責任者の選解任	15
10	保安責任者免状の交付	17
10. 1	保安責任者免状の書換	17
10. 2	保安責任者免状の再交付	18
11	安定度試験	18
11. 1	安定度試験の結果報告	18
12	帳簿	18
13	適用除外	19

第3章 検査

1	完成検査	19
1. 1	指定完成検査機関が行う完成検査	20
2	保安検査	20
2. 1	指定保安検査機関が行う保安検査	20
3	定期自主検査	21
3. 1	定期自主検査の結果報告	21

第4章 指定完成検査機関及び指定保安検査機関

1 指定完成検査機関の指定	21
1. 1 指定完成検査機関の更新	23
1. 2 指定完成検査機関の事業所の所在地の変更	23
2 指定完成検査機関の業務規程	23
3 指定完成検査機関の業務の休廃止	24
4 指定保安検査機関の指定	24
4. 1 指定保安検査機関の更新	25
4. 2 指定保安検査機関の事業所の所在地の変更	25
5 指定保安検査機関の業務規程	26
6 指定保安検査機関の業務の休廃止	26
様式目次	27

第5章 市町長の権限における事務

概要	86
様式目次	87

第6章 事故対応等

1 危険時の措置及び届出	98
2 警察官等への届出	98
3 災害事故報告	98
4 現状変更の禁止	98
様式目次	99

<凡例>

法 : 火薬類取締法

政 令 : 火薬類取締法施行令

省 令 : 火薬類取締法施行規則

細 則 : 愛媛県火薬類取締法施行細則

県規則 : 火薬類取締法施行規則第15条の規定に基づき、県知事が指示する安全な場所の基準等に関する規則

はじめに

本手引は、法に定める手続等のうち、県知事が所管する範囲について、その概要、注意点等を解説するとともに、手続に使用する関係様式を示すことにより、火薬類取締関係事務を円滑に遂行するために作成した。

なお、愛媛県は、下表のとおり、県知事の権限で処理することとされている事務の一部を「愛媛県事務処理の特例に関する条例」により県内各市町長へ権限移譲しているので、同事務に係る内容は概要と関係様式のみ掲載する。

〔参考〕法に基づく権限の所管

許可等 区分	製造	販売	貯蔵	譲渡 譲受け	運搬	輸入	消費	廃棄
火薬類	経済産業大臣（煙火等は 県知事※ ³ ）	県知事	県知事	市町長※ ¹	県公安 委員会	県知事	市町長※ ¹	県知事
猟銃用火 薬類等※ ²				県公安 委員会		県公安 委員会	県公安 委員会	

※¹ 第5章参照。

※² 法第50条の2の規定に基づき、県公安委員会の権限である。

※³ 政令第16条の規定に基づき、県知事の権限である。

〔参考〕申請・届出窓口

手続内容	窓 口
製造、販売、貯蔵、輸入、廃棄	東予地方局総務県民課防災対策室（0897-56-3731） 中予地方局総務県民課防災対策室（089-909-8750） 南予地方局総務県民課防災対策室（0895-28-6103）
保安責任者免状	県民環境部防災局消防防災安全課（089-912-2320）

第1章 総 則

1 目的（法第1条）

法の目的は、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することである。

2 火薬類（法第2条）

「火薬類」とは、次に掲げる火薬、爆薬及び火工品をいう。

(1) 火薬

イ 黒色火薬その他硝酸塩を主とする火薬

ロ 無煙火薬その他硝酸エステルを主とする火薬

ハ 過塩素酸塩を主とする火薬、酸化鉛又は過酸化バリウムを主とする火薬、臭素酸塩を主とする火薬及びクロム酸鉛を主とする火薬（省令第1条の2）

(2) 爆薬

イ 雷こう、アジ化鉛その他の起爆薬

ロ 硝安爆薬、塩素酸カリ爆薬、カーリットその他硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬

ハ ニトログリセリン、ニトログリコール及び爆発の用途に供せられるその他の硝酸エステル

ニ ダイナマイトその他の硝酸エステルを主とする爆薬

ホ 爆発の用途に供せられるトリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸、トリニトロクロルベンゼン、テトリル、トリニトロアニソール、ヘキサニトロジフェニルアミン、トリメチレントリニトロアミン、ニトロ基を3以上含むその他のニトロ化合物及びこれらを主とする爆薬

ヘ 液体酸素爆薬その他の液体爆薬

ト 爆発の用途に供せられる硝酸尿素及びこれを主とする爆薬、ジアゾジニトロフェノールを含み、かつ、無水けい酸を75%以上含む爆薬並びに亜塩素酸ナトリウムを主とする爆薬（省令第1条の3）

(3) 火工品

- イ 工業雷管、電気雷管、銃用雷管及び信号雷管
- ロ 実包及び空包
- ハ 信管及び火管
- ニ 導爆線、導火線及び電気導火線
- ホ 信号炎管及び信号火せん

ヘ 煙火その他(1)の火薬又は(2)の爆薬を使用した火工品（省令第1条の4で指定された火工品を除く）

※煙火のうち、がん具として用いられる煙火その他これに類する煙火は「がん具煙火」として定義されている。（法第2条第2項、省令第1条の5）

(4) 火薬類の換算（省令第1条の6、省令第1条の7）

次の①から⑩の火薬及び火工品の数量は、下表のとおり換算する。

- ① 無許可製造数量（信号炎管及び信号火せんの場合を除く。）（省令第3条第1号）
- ② 危険工室等の保安距離（火薬類一時置場に存置する無煙火薬（ロケットの推進に用いられるもの及び特定無煙火薬（経済産業大臣が定めるところにより破壊的爆発の危険が少ないと認められたものをいう。）を除く。）の場合を除く。）（省令第4条第1項第4号の表(イ)）
- ③ 火薬庫の保安距離（省令第23条第1項から第3項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第5項）
- ④ 地中式一級火薬庫の地盤厚さ（省令第25条第6号）
- ⑤ 地下式一級火薬庫の放爆用トンネルの断面積（省令第25条の2第7号）
- ⑥ 地下式一級火薬庫の土かぶり（省令第25条の2第9号）
- ⑦ 二級火薬庫に土堤を設けない場合の火薬庫相互距離（省令第26条第1項第4号）
- ⑧ 土堤の勾配（省令第31条第4号）
- ⑨ 堤脚の土留め（省令第31条第5号）
- ⑩ 火薬庫の保安責任者等の資格（省令第69条第2項の表（消費者の項を除く。））

省令第1条の6第1項の表（火薬及び火工品の換算）

火薬及び火工品	爆薬1トンに換算される数量
火薬	2トン
実包又は空包	200万個
信管又は火管	5万個
銃用雷管	1,000万個
工業雷管又は電気雷管	100万個
信号雷管	25万個
導爆線	50キロメートル
コンクリート破砕器	10万個
導火管付き雷管	25万個
制御発破用コード	10キロメートル
その他の火工品	その原料をなす火薬2トン又は爆薬1トン

信号炎管、信号火せん及び煙火について、次の⑪から⑮の規定における数量は、製品の重量ではなく、その原料をなす火薬又は爆薬の数量（火薬、爆薬の両方を含む場合は、その合計量）を適用する。

- ⑪ 無許可製造数量（省令第3条第1号）
- ⑫ 危険工室等の保安距離（省令第4条第1項第4号の表(ロ)）
- ⑬ 庫外貯蔵量（省令第15条第1項の表(1)、(5)、(6)及び(8)）
- ⑭ 火薬庫の最大貯蔵量（省令第20条第1項）
- ⑮ 火薬庫の保安距離（省令第23条第1項から第3項及び第5項）

火薬類一時置場に存置する無煙火薬（ロケットの推進に用いられるもの及び特定無煙火薬を除く。）について、次の⑯の規定における数量は、当該無煙火薬の数量を適用する。

- ⑯ 危険工室等の保安距離（省令第4条第1項第4号の表(イ)(二)）

省令第1条の2第1号に規定する火薬のうち、過塩素酸アンモニウム、アルミニウム及びポリブタジエンを主とするコンポジット推進薬であって、原料として爆薬を使用しないもの（以下「特定コ

ンポジット推進薬」という。)及びこれを使用した火工品(爆薬を使用しないものに限る。)については、先述の③～⑨の規定において、第1項にかかわらず、特定コンポジット推進薬(火工品にあっては、その原料をなす特定コンポジット推進薬)10トンを爆薬1トンに換算する。

硝安油剤爆薬又は含水爆薬であって経済産業大臣が告示で定めるもの(以下「特定硝安油剤爆薬等」という。)及びこれを使用した火工品については、先述の③～⑨において、爆薬の数量を特定硝安油剤爆薬等(火工品にあっては、その原料をなす特定硝安油剤爆薬等)1.2トンにつき爆薬1トンとして計算するものとする。

3 行商及び屋外販売の禁止(法第18条)

火薬類が製造されてから消費されるまでの間に通る過程を必要最小限に限定し、不要な移動を避けるため、行商及び屋外販売は禁止されている。行商とは、火薬類を携えて販売先を訪問する、いわゆる訪問販売をいい、屋外販売とは、露店等の固定店舗が無い場所における販売や車両を用いて行う移動販売をいう。

4 所持者の範囲(法第21条)

火薬類は、正当な理由がある場合以外に所持を放任しておくことが不適當であるため、ほかの法令に基づく場合と次の(1)から(9)のいずれかに該当する場合を除き、火薬類を所持してはならない。

- (1) 製造業者又は法第4条ただし書の規定(無許可製造)により火薬類を製造する者が、その製造した火薬類を所持するとき
 - (2) 販売業者が、販売の許可を受けた火薬類を所持するとき
 - (3) 法第17条第1項の規定により火薬類の譲受け許可を受けた者又は同項ただし書の規定(無許可譲受)により火薬類を譲り受けることができる者が、その火薬類を所持するとき
 - (4) 法第24条第1項の規定により火薬類の輸入許可を受けた者が、その輸入した火薬類を所持するとき
 - (5) 運送、貯蔵その他の取扱を委託された者が、その委託を受けた火薬類を所持するとき
 - (6) 相続又は遺贈により火薬類の所有権を取得した者が、その取得した火薬類を所持するとき
 - (7) 法人の合併又は分割により火薬類の所有権を取得した者が、その取得した火薬類を所持するとき
 - (8) 火薬類を所持することができる者が、残火薬類の譲渡又は廃棄をしなければならない場合に、その措置をするまでの間所持するとき
 - (9) 上記(1)から(8)に掲げる者の従業者が、その職務上火薬類を所持するとき
- なお、(6)及び(7)により相続又は遺贈若しくは法人の合併又は分割により火薬類の所有権を取得した者は、遅滞なく、住所地を管轄する地方局に、火薬類所有権取得届出書(愛媛県様式8)を提出しなければならない(省令第81条の14第15号)。

5 取扱者の制限(法第23条)

火薬類の取扱は危険を伴うため、次の(1)又は(2)に該当する者は取扱に制限がある。

- (1) 18歳未満の者
- (2) 精神の機能の障害により、法第40条第1項及び第47条の内容を理解できず、又はその義務を遵守できない者

ただし、がん具煙火の譲渡・譲受、消費及び省令第84条に規定する危険の少ない取扱については、18歳未満の者であっても行わせることができる。

第2章 事業

1 製造(法第3条)

火薬類の製造業を営もうとする者であって、次の(1)又は(2)に該当する場合は、製造所ごとに、県知事の許可を受けなければならない(政令第16条)。

- (1) 火薬もしくは爆薬を製造する事業所であって、これを原料として信号炎管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの
- (2) 産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみ製造するもの

製造所の範囲は、原則としてその場所が第三者の道路によって分断されていない等、地縁的に一体化している場所である。

製造とは、火薬類でない物質から火薬類を作り出すこと、既に火薬類である物質から他の火薬類を作り出すこと、火薬類の変形、修理及び分解を含む。

変形とは、黒色火薬の大塊を粉碎して小粒子にするような、火薬類の実質に変化を加えない加工を

いう。

修理とは、安定度が低下した無煙火薬に安定剤を添加して再生させるような、火薬類の実質に変化を加える加工をいう。

分解とは、火工品から、その内蔵する火薬、爆薬及び組み込まれている火工品を単体として取り出す行為をいう。

なお、法の適用を除外された火工品から内蔵する火薬、爆薬又は火工品を取り出した場合、それらは火薬類に該当し、法の適用を受ける。

ただし、法第4条ただし書により、次の(1)から(6)の場合に限り、許可を受けずに製造する無許可製造が認められている（省令第3条）。

- (1) 理化学上の実験又は医療の用に供するために製造する場合には、信号炎管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬にあっては1回につき400グラム以下、その他のものにあっては1回につき爆薬又は爆薬換算200グラム以下
 - (2) 鳥獣の捕獲若しくは駆除又は射的練習の用に供するために販売業者が製造する場合には、1日につき実包又は空包200個以下
 - (3) 国際的又は全国的な規模で開催される運動競技会（当該運動競技会に先行して試行的に行われる競技会を含む。）であって、次に掲げるものにおける運動競技の審判に従事する者が、射的練習の用に供するために製造する場合には、一日につき実包200個以下
 - イ オリンピック競技大会
 - ロ アジア競技大会
 - ハ 世界射撃選手権大会
 - ニ アジア射撃競技選手権大会
 - (4) 法第17条第1項第3号に規定する者が鳥獣の捕獲又は駆除の用に供するために製造する場合には、1日につき実包又は空包100個以下
 - (5) 射的練習の用に供するために当該練習者が製造する場合には、1日につき実包又は空包100個以下
 - (6) 鳥獣の駆逐の用に供するために製造する場合には、1日につき空包100個以下
- 申請に必要な手続は、次のとおり。

- (1) 提出時期
製造の業を営もうとするとき（審査に要する期間を勘案し、余裕をもって申請すること。）
- (2) 提出先
所在地を管轄する地方局
- (3) 申請手数料（愛媛県収入証紙により納付すること。）
220,000円
- (4) 提出部数
1部
- (5) 留意事項
申請内容が本県HPで公開している審査基準を満たしていることを確認のうえ申請すること。
- (6) 提出書類
 - ① 火薬類製造営業許可申請書（省令第2条第1項：様式第1）
 - ② 事業計画書（省令第2条第1項、第2項）
※製造の目的、製造する火薬類の種類及び説明、製造施設の構造、位置（製造所外の保安物件及び製造所内の他の施設との関係位置を含む。）及び設備、製造方法、従業者の員数、所要火薬類又はその原料の調達方法、製品の貯蔵方法並びに製造所附近の見取図を記載する。
※相続・遺贈・営業の譲渡により事業を承継した者が新たに許可申請する場合は、省略可。
 - ③ 危害予防計画書（省令第2条第1項、第3項）
※省令第6条第1項に規定する災害の発生の防止に関する必要事項の概要を記載する。
※相続・遺贈・営業の譲渡により事業を承継した者が新たに許可申請する場合は、省略可。
 - ④ 定款の写（省令第2条第1項）
※会社の場合のみ必要
- (7) その他
 - ① 製造業者は、毎年度、火薬類製造報告書（その他様式1）に毎日製造した火薬類の種類ごとの数量を集計し、年度終了後30日以内に、所在地を管轄する地方局に提出すること（省令第81条の14第1号）。
 - ② 製造業者は、製造を開始するまでに危害予防規程の認可を受けなければならない（法第28条第1項）ので、本章7を参考に手続すること。
 - ③ 製造業者は、製造を開始するまでに保安教育計画の認可を受けなければならない（法第29条

第1項)ので、本章8を参考に手続すること。

1. 1 製造施設等の変更(法第10条)

製造業者が、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは、県知事の許可を受けなければならない。

なお、技術基準に規定されていない設備の変更については、当該変更によって許可申請書あるいは変更許可申請書の記載内容の変更となる場合であっても、許可及び届出を要しない(平成12年7月4日付け平成12・06・30立局第6号)。

申請に必要な手続は、次のとおり。

(1) 提出時期

変更をしようとするとき(審査に要する期間を勘案し、余裕をもって申請すること。)

(2) 提出先

所在地を管轄する地方局

(3) 申請手数料

なし

(4) 提出部数

1部

(5) 留意事項

申請内容が本県HPで公開している審査基準を満たしていることを確認のうえ申請すること。

(6) 提出書類

① 火薬類製造施設等変更許可申請書(省令第7条:様式第4)

② 変更の概要を記載した書面(省令第7条)

※図面を含む。

(7) その他

変更の工事に伴い危害予防規程を変更する場合は、変更認可を受けなければならない(法第28条第1項)ので、本章7を参考に手続すること。

1. 2 製造施設に係る軽微な変更の工事(法第10条ただし書)

製造業者は、次の(1)から(7)に掲げる製造施設の位置、構造又は設備に係る軽微な変更の工事を行ったときは、その旨を県知事に届け出なければならない。

(1) 工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場(以下「工室等」という。)内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替え(火薬類製造営業許可申請書に添付された事業計画書の記載事項の変更を要するものを除く。(2)及び(5)において同じ。)の工事

イ 窓又は出口を構成する扉、錠その他の設備

ロ 暖房設備

ハ 照明設備

ニ 静電気除去設備

ホ 排気装置

(2) 工室等の床面の材料の取替えの工事であって、当該取替えの工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

(3) 工室等内の照明設備をエル・イー・ディー・ランプ又はエル・イー・ディー・電灯器具に変更する工事であって、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

(4) 工室等外の設備のうち、原動機、温湿度調整装置又は手押し車の変更の工事

(5) 移動式製造設備のうち、手すりその他の火薬類の製造に直接関係しない部品又は部材の取替えの工事

(6) 土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の変更の工事

(7) 製造施設又は設備の撤去の工事

届出に必要な手続は、次のとおり。

(1) 提出時期

工事の完成後遅滞なく

(2) 提出先

所在地を管轄する地方局

(3) 提出部数

1部

(4) 留意事項

軽微な変更の工事に該当するかを着工前に確認しておくこと。

(5) 提出書類

① 火薬類製造施設軽微変更届出書（省令第8条第2項：様式第5）

② 変更の概要を記載した書面（省令第8条第2項）

※図面を含む。

(6) その他

軽微な変更の工事に伴い危害予防規程を変更する場合は、その旨を届け出なければならない（法第28条第2項）ので、本章7を参考に手続すること。

1. 3 許可申請書等の記載事項の変更（省令第81条の14第2号）

製造業者は、許可申請書の記載事項、事業計画書の記載事項（製造する火薬類の種類及び説明、製造施設の構造、位置（製造所外の保安物件及び製造所内の他の施設との関係位置を含む。）、及び設備並びに製造方法を除く。）又は定款の写しについて変更があった場合は、遅滞なく、所在地を管轄する地方局に火薬類製造営業許可申請書記載事項変更報告書（愛媛県様式2）を提出すること。

1. 4 特定施設の使用の休止（省令第44条の2第2項）

製造業者は、特定施設の使用を休止したときは、所在地を管轄する地方局に特定施設使用休止届書（愛媛県様式3）を提出することができる。

1. 5 製造の営業の廃止（法第16条第1項）

製造業者は、その営業の全部又は一部を廃止したときは、遅滞なく、所在地を管轄する地方局に火薬類製造営業廃止届出書（愛媛県様式1）を提出すること。

2 販売（法第5条）

火薬類の販売業を営もうとする者は、販売所ごとに、県知事の許可を受けなければならない。販売所において現品を扱うかどうか、また金銭を受け取るかどうかに関わらず、取引（契約）が成立する場所が販売所であり、当該販売所ごとに許可を受ける必要がある。ただし、製造業の許可業者が自己の製造した火薬類をその製造所内で販売する場合は、販売業の許可は不要である。

火薬類販売業の許可の区分及び火薬類の種類は、次の(1)から(3)のとおりである（昭和54年9月10日付け54立局第531号）。

(1) 火薬

(2) 爆薬

(3) 火工品

イ 工業雷管、電気雷管、銃用雷管及び信号雷管

ロ 実包及び空包

ハ 信管及び火管

ニ 導爆線、導火線及び電気導火線

ホ 信号炎管及び信号火せん

ヘ 煙火（がん具煙火を除く。）

ト その他の火工品

※(3)のイからトについては、火薬類の種類を具体的に記載すること。

申請に必要な手続は、次のとおり。

(1) 提出時期

販売の業を営もうとするとき（審査に要する期間を勘案し、余裕をもって申請すること。）

(2) 提出先

所在地を管轄する地方局

(3) 申請手数料（愛媛県収入証紙により納付すること。）

① 競技用紙雷管のみの販売営業の許可 25,000円

② ①以外の販売営業の許可 110,000円

(4) 提出部数

1部

(5) 留意事項

申請内容が本県HPで公開している審査基準を満たしていることを確認のうえ申請すること。

(6) 提出書類

① 火薬類販売営業許可申請書（省令第10条第1項：様式第6）

② 事業計画書（省令第10条第1項、第2項）

※火薬庫の位置、種類、棟数、附近の状況、保安距離、構造設備、貯蔵すべき火薬類の種類及び最大数量を記載する。

※県知事に販売営業の許可と火薬庫設置の許可とを同時に申請する場合には、火薬庫設置の許可申請書に明細を記載することとなるので大要に止めてよい。

※相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を承継した者が新たに許可申請する場合は、省略可。

③ 定款の写（省令第10条第1項）

※会社の場合のみ

(7) その他

① 販売業者が、販売する火薬類の種類（昭和54年9月10日付け54立局第531号）を変更しようとするときは、変更後の内容で改めて許可を受けなければならない。

② 販売業者は、毎年度、火薬類販売報告書（その他様式2）に省令第11条第1項（帳簿）の記載事項（競技用紙雷管又は法第17条第1項ただし書の規定の適用を受けて譲り受け、又は譲り渡した無添加可塑性爆薬に係るものを除く。）を集計し、年度終了後30日以内に、所在地を管轄する地方局に提出すること（省令第81条の14第4号）。

③ 販売業者は、販売を開始するまでに保安教育計画の認可を受けなければならない（法第29条第1項）ので、本章8を参考に手続すること。

2. 1 許可申請書等の記載事項の変更（省令第81条の14第5号）

販売業者は、許可申請書の記載事項（販売する火薬類の種類を除く。）、事業計画書の記載事項又は定款の写しに変更があった場合は、遅滞なく、所在地を管轄する地方局に火薬類販売営業許可申請書記載事項変更報告書（愛媛県様式2）を提出すること。

なお、当該変更にあたる場合の例としては、次のとおり。

・変更前：煙火（打揚煙火）

・変更後：煙火（打揚煙火、競技用紙雷管）

括弧書きの中の変更は、品目の変更であって、火薬類の種類の変更には当たらないので、許可申請書の記載事項の変更として扱う（平成5年6月4日付け4立局第118号、火薬類取締法令質疑応答集（昭和57年5月10日発行）法第5条関係問2）。

2. 2 販売の営業の廃止（法第16条第1項）

販売業者は、その営業の全部又は一部を廃止したときは、遅滞なく、所在地を管轄する地方局に、火薬類販売営業廃止届出書（愛媛県様式1）を提出すること。

3 貯蔵（法第11条）

火薬類は、危害予防の見地から貯蔵場所に十分注意を払う必要があるため、原則として、火薬類の貯蔵は火薬庫においてしなければならない。貯蔵の技術上の基準は省令第16条、第18条から第21条に規定されているが、次のとおり、(1)から(3)の場合は、カッコ内記載の一部の規定が適用除外される。

(1) 3級火薬庫で火薬類を貯蔵する場合（省令第21条第1項第8号）

(2) 信号炎管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合（省令第21条第1項第8号（1級火薬庫で煙火を貯蔵する場合を除く）、第11号から13号）

(3) 導火線又は電気導火線を貯蔵する場合（省令第21条第1項第8号から第13号）

3. 1 庫外貯蔵（法第11条ただし書）

省令で定める数量以下の火薬類であれば、火薬庫貯蔵の原則を適用せず、火薬庫外での貯蔵（以下、「庫外貯蔵」という。）が認められている。

庫外貯蔵ができる数量は、省令第15条第1項の表に規定されており、貯蔵する者の区分が同表(1)～(7)である場合、県知事が指示する安全な場所に貯蔵しなければならない。

県知事の指示を受けるに当たり必要な手続は、以下のとおり。

(1) 提出時期

貯蔵しようとするとき（審査に要する期間を勘案し、余裕をもって申請すること。）

(2) 提出先

所在地を管轄する地方局

(3) 提出部数

1部

(4) 留意事項

申請内容が本県HPで公開している審査基準を満たしていることを確認のうえ申請すること。

(5) 提出書類

- ① 火薬庫外貯蔵場所指示申請書（県規則第3条：別記様式）
- ② 貯蔵所設計明細書（県規則第3条）

※図面を含む。

(6) その他

- ① 庫外貯蔵場所を廃止したときは、所在地を管轄する地方局に火薬庫外貯蔵場所（庫外貯蔵庫）廃止届出書（愛媛県様式5）を提出すること。
- ② 庫外貯蔵場所を変更するときは、変更の手続きが法令等に規定されていないため、一旦廃止し、変更後の内容で改めて新規の指示を受けること。
- ③ 省令第16条第1号及び同条柱書で準用する省令第21条の一部規定は、あらゆる庫外貯蔵に適用される技術上の基準である。
- ④ 省令第15条第1項の表中のその他の火工品は、あらゆる火工品が該当するものではなく、昭和49年通商産業省告示第51号において、火薬庫外に貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第15条の表に掲げるその他の火工品として、その種類と数量が限定されているので、注意すること。

4 火薬庫（法第12条）

火薬庫を設置、移転又は構造若しくは設備を変更しようとするときは、県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更の工事をするときは、完成度遅滞なくその旨を届出ることとされており、許可は不要である（4.1参照）。また、火薬庫の種類は省令第17条に、技術上の基準は省令第18条に規定されている。

なお、技術基準に規定されていない設備の変更は、当該変更によって許可申請書あるいは変更許可申請書の記載内容に変更がある場合であっても、許可及び届出を要しない（平成12年7月4日付け平成12・06・30立局第6号）。

貯蔵する火薬類と火薬庫の種類との関係は、下表のとおりになる（省令第19条）。また、火薬類の性質を鑑み、同種の火薬庫であっても、同一庫内に異なる貯蔵火薬類の区分に属する火薬類を同時に貯蔵してはならない（同一の一級火薬庫内に信号炎管と煙火を同時に貯蔵する等）。

〔参考〕省令第19条第1項の表

貯 蔵 火 薬 類 の 区 分	貯蔵すべき火薬庫
火薬（信号炎管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く。）、爆薬（信号炎管、信号火せん及び煙火の原料用爆薬を除く。）、実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線、導火線、導火管及び制御発破用コード	一級火薬庫
火薬（信号炎管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く。）、爆薬（信号炎管、信号火せん及び煙火の原料用爆薬を除く。）、建設用びょう打ち銃用空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線、導火線、導火管及び制御発破用コード	二級火薬庫
火薬（信号炎管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く。）、爆薬（信号炎管、信号火せん及び煙火の原料用爆薬を除く。）及び火工品（信号炎管、信号火せん及び煙火を除く。）	三級火薬庫
無煙火薬	水蓄火薬庫
実包及び空包	実包火薬庫
火工品（信号炎管、信号火せん及び煙火を除く。）	一級火薬庫
工業雷管、電気雷管、建設用びょう打ち銃用空包、コンクリート破砕器、導爆線、導火線、電気導火線、導火管、導火管付き雷管その他火工品であって経済産業大臣が告示で定めるもの	二級火薬庫
トリニトロトルエン、トリメチレントリニトロアミン及びこれらの混合物並びにこれらを主とする爆薬	水蓄火薬庫
信号炎管及び信号火せん	一級火薬庫
信号炎管及び信号火せん	三級火薬庫

煙火並びに煙火の原料用火薬及び爆薬	一級火薬庫
信号炎管、信号火せん、煙火、コンクリート破砕器、電気導火線及び導火線並びに信号炎管、信号火せん及び煙火の原料用火薬及び爆薬	煙火火薬庫
がん具煙火（第一条の五第一号へ（２）に掲げるものを除く。）その他煙火であつて経済産業大臣が告示で定めるもの	がん具煙火貯蔵庫
導火線、電気導火線及び導火管	導火線庫

申請に必要な手続は、次のとおり。

(1) 提出時期

火薬庫を設置、移転又は構造若しくは設備を変更しようとするとき（審査に要する期間を勘案し、余裕をもって申請すること。）

(2) 提出先

所在地を管轄する地方局

(3) 申請手数料（愛媛県収入証紙により納付すること。）

① 火薬庫の設置、移転の許可 73,000円

② 火薬庫の構造又は設備の変更の許可 8,300円

(4) 提出部数

1部

(5) 留意事項

申請内容が本県HPで公開している審査基準を満たしていることを確認のうえ申請すること。

(6) 提出書類

① 火薬庫設置等許可申請書（省令第13条第1項：様式第7）

※二級火薬庫の設置許可申請書には、備考欄に使用期間を記載する。

② 火薬庫工事設計明細書（省令第13条第1項、第2項）

※火薬庫の位置、附近の状況、保安物件との距離並びに火薬庫の構造及び設備を記載する。

※移転又は変更の場合は、その理由を記載し、旧火薬庫の所在地、種類、棟数、貯蔵火薬類及びその最大貯蔵量を記載するとともに、新火薬庫についても旧火薬庫と相違する部分について記載する。

(7) その他

① 二級火薬庫は、土木工事その他の事業に一時的に使用する火薬類をその事業期間中臨時に貯蔵するもの（省令第19条第3項）なので、許可の有効期限は2年以内又はその間における使用期間内とする（昭和53年4月26日付け53立局第242号）。

② 移動式二級火薬庫の構造基準については、昭和52年11月11日付け52立局第591号によること。

③ 火薬庫の所有者又は占有者は、省令第33条第1項（帳簿）の記載事項を毎年度集計した報告書を、年度終了後30日以内に、所在地を管轄する地方局に火薬庫出納報告書（その他様式3）を提出すること（省令第81条の14第8号）。

4. 1 火薬庫に係る軽微な変更の工事（法第12条第1項ただし書）

火薬庫の所有者または占有者は、次の(1)から(6)に掲げる火薬庫の構造又は設備に係る軽微な変更の工事を行ったときは、その旨を県知事に届け出なければならない。

(1) 火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替え（火薬庫設置等許可申請書に添付された火薬庫工事設計明細書の記載事項の変更を要するものを除く。(2)及び(5)においても同じ。）の工事であつて、当該取替えの工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

イ 入口又は窓を構成する扉、錠その他の設備

ロ 暖房設備

ハ 照明設備

(2) 火薬庫内の内面の建築材料の取替えの工事であつて、当該取替えの工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

(3) 火薬庫内の照明設備をエル・イー・ディー・ランプ又はエル・イー・ディー・電灯器具に変更する工事であつて、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

- (4) 火薬庫内の設備のうち、警鳴装置（感知部に限る。）の変更の工事であって、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの
 - (5) 火薬庫の通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄棒若しくは屋根の外表面又は地下に設置する一級火薬庫の放爆用トンネルの地上の開口部上面の金網の取替えの工事
 - (6) 火薬庫外の設備のうち、照明設備、警戒設備又は警鳴装置の変更の工事
 - (7) 地上に設置する覆土式一級火薬庫の覆土の表面、土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の変更の工事
- 届出に必要な手続は、次のとおり。

- (1) 提出時期
工事の完成後遅滞なく
- (2) 提出先
所在地を管轄する地方局
- (3) 提出部数
1 部
- (4) 留意事項
軽微な変更の工事に該当するかを着工前に確認しておくこと。
- (5) 提出書類
 - ① 火薬庫軽微変更届（省令第14条第2項：様式第5）
 - ② 変更の概要を記載した書面（省令第14条第2項）※図面を含む。

4. 2 火薬庫の承継（法第12条の2）

火薬庫の譲渡又は引渡があった場合、譲受人又は引渡を受けた者は、その旨を県知事に届け出なければならない。本条は、譲受人又は引渡を受けた者が、火薬庫の設置許可を受けた者の地位を承継することにより、改めて設置許可を受けることは要しないとする特例規定である。ここでいう「譲渡」は、所有権の移転、「引渡」は占有権の移転を意味し、有償無償を問わない。

届出に必要な手続は、次のとおり。

- (1) 提出時期
承継後遅滞なく
- (2) 提出先
所在地を管轄する地方局
- (3) 提出部数
1 部
- (4) 提出書類
火薬庫承継届（省令第14条の2：様式第8）

4. 3 許可申請書又は工事設計明細書の記載事項の変更（省令第81条の14第7号）

法第12条第1項の許可を受けた者は、許可申請書の記載事項（火薬庫所在地並びに火薬庫の種類及び棟数を除く。）又は工事設計明細書の記載事項のうち付近の状況若しくは保安物件との距離に変更があった場合は、事前に（付近の状況又は保安物件との距離に変更があった場合には、その事実を知った後遅滞なく）、所在地を管轄する地方局に火薬庫設置等許可申請書記載事項変更届出書（愛媛県様式4）を提出すること。

4. 4 許可申請書又は工事設計明細書の記載事項の変更（省令第81条の14第9号）

火薬庫の所有者又は占有者は、許可申請書の記載事項（貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量を除く。）又は工事設計明細書の記載事項（火薬庫の位置、構造及び設備を除く。）に変更があった場合は、遅滞なく、所在地を管轄する地方局に火薬庫設置等許可申請書記載事項変更報告書（愛媛県様式4）を提出すること。

4. 5 火薬庫の使用の休止（省令第44条の2）

火薬庫の所有者又は占有者は、火薬庫の使用を休止したときは、所在地を管轄する地方局に火薬庫使用休止届書（愛媛県様式3）を提出することができる。

4. 6 火薬庫の廃止（法第16条第2項）

火薬庫の所有者又は占有者は、火薬庫の用途を廃止したときは、遅滞なく、所在地を管轄する地方局に、火薬庫廃止届出書（細則第2条第1号：様式第1号）を提出すること。

4. 7 火薬庫の所有又は占有義務（法第 13 条ただし書き）

原則として、製造業者又は販売業者は、他人と共同に使用することなく、事実上の使用を自己一人のために、自ら使用しうる状態で火薬庫を所有又は占有（賃貸借契約、使用貸借契約等による正当な権原に基づくもの）しなければならない。遅くとも事業の開始までに所有又は占有しておく必要がある。

いかなる種類の火薬庫であるかは、製造又は販売業者が、製造又は取引した火薬類を実際に貯蔵するのに必要十分な火薬庫であれば足りる。

例外として、同条ただし書きにより、土地の事情等やむを得ない場合は県知事の許可を受けて火薬庫を共有することができる。具体例として、スポーツ用品店等で競技用紙雷管を販売する場合、卸売店の火薬庫を共有すること（昭和 36 年 3 月 6 日付け 36 軽第 560 号）等がある。

なお、土地の事情等やむを得ない場合とは、次のアからウである（平成 10 年 3 月 30 日付け立局第 1 号）。

ア 販売業者が火薬庫を共有している場合

イ 輸入業者が輸入又は製造業者が製造した火薬類を、販売業者が取り扱うことなく直接購入者の火薬庫へ納入する場合

ウ 競技用紙雷管、建設用びょう打銃用空包又は模型用ロケットに用いられる噴射推進器及びその点火具のみを販売する者であって、省令第 15 条で定める庫外貯蔵量以下で業を行う場合
県知事の許可を受けて火薬庫を共有するに当たり必要な手続は、以下のとおり。

(1) 提出時期

共有しようとするとき（審査に要する期間を勘案し、余裕をもって申請すること。）

(2) 提出先

所在地を管轄する地方局

(3) 提出部数

1 部

(4) 留意事項

申請内容が本県 HP で公開している審査基準を満たしていることを確認のうえ申請すること。

(5) 提出書類

1. アの場合

① 火薬庫の所有又は占有義務免除許可申請書（愛媛県様式 10）

② 火薬庫の共有に関する承諾書

③ 火薬庫の設置許可の写し及び直近の保安検査証の写し

※図面を含む。

④ 火薬類取扱保安責任者等選任届

⑤ その他必要として求める書類

2. イの場合

① 火薬庫の所有又は占有義務免除許可申請書（愛媛県様式 10）

② 販売業者が販売する火薬類を納入先の火薬庫に納入することについての承諾書

③ 販売業者が納入した火薬類が瑕疵等により返品された場合の一時的な貯蔵場所として当該火薬庫を使用することについて承諾書

④ 当該火薬庫の設置許可証の写し及び直近の保安検査証の写し

※図面を含む。

3. ウの場合

① 火薬庫の所有又は占有義務免除許可申請書（愛媛県様式 10）

② 火薬庫外火薬類貯蔵場所のみで販売営業が行える理由書

③ 所有している火薬庫外火薬類貯蔵場所に係る都道府県知事の指示書、構造図及び構造説明書

④ その他必要として求める書類

(6) その他

① 本申請については、本県内に所在する火薬庫及び火薬庫外火薬類貯蔵場所に限る。（県外に所在する火薬庫及び火薬庫外火薬類貯蔵場所については、それを所管する自治体での手続きが必要となる。）

② 本申請に係る変更が生じた場合には、変更の手続きが法令等に規定されていないため、一旦廃止し、変更後の内容で改めて申請の上、新規の指示を受けること。なお、廃止する場合は、所在地を管轄する地方局に廃止届出書（愛媛県様式 11）を提出すること。

5 輸入（法第 24 条）

火薬類（猟銃用火薬類等を除く。）を輸入しようとする者は、輸入地を管轄する県知事の許可を受けなければならない。本邦に陸揚げされた時点で輸入したとみなされることから、許可は、陸揚げ前に受

けなければならない。

なお、一の船舶の陸揚げ地が一である場合は、作業期間が1日以上に渡ったとしても1回の輸入として扱うが、陸揚げ地が複数である場合は、同一都道府県の所管内であったとしても、別の輸入として扱う。

申請に必要な手続は、次のとおり。

(1) 提出時期

火薬類を輸入しようとする（陸揚げ前）とき（審査に要する期間を勘案し、余裕をもって申請すること。）

(2) 提出先

陸揚げ地を管轄する地方局

(3) 申請手数料（愛媛県収入証紙により納付すること。）

① 輸入する火薬又は爆薬の量が25kg以下の場合 12,000円

② ①以外の場合 25,000円

(4) 提出部数

1部

(5) 留意事項

申請内容が本県HPで公開している審査基準を満たしていることを確認のうえ申請すること。

(6) 提出書類

① 火薬類輸入許可申請書（省令第46条：様式第27）

② 火薬又は爆薬を輸入する場合、その成分及び配合比を記載した書類（省令第46条）

③ 火工品を輸入する場合、その構造及び組成を記載した書類（省令第46条）

(7) その他

輸入の許可を受けた者は、許可申請書の記載事項（輸入する火薬類の種類及び数量、輸入の目的又は輸入港名に限る。）に変更があった場合は、新規許可を受ける必要がある。種類の変更とは、法の定義による火薬、爆薬及び火工品の三区分別の変更をいい、同一区分内の変更は該当しない。ただし、打ち揚げ煙火については、同じ号数間の種類変更は該当しないが、号数の変更は該当する。数量の変更とは、許可数量より増える場合をいい、減る場合は、許可を要しない（昭和45年1月28日付け45化局第31号）。

5. 1 許可申請書の記載事項の変更（省令第81条の14第10号）

輸入の許可を受けた者は、許可申請書の記載事項（5(7)の内容を除く。）に変更があった場合は、陸揚げ地を管轄する地方局に火薬類輸入許可申請書記載事項変更届出書（愛媛県様式6）を提出すること。

5. 2 輸入後の届出（法第24条第3項）

火薬類を輸入した場合、火薬類を積載してきた船名や貯蔵場所等について事後に届出なければならない。

届出に必要な手続は、次のとおり

(1) 提出時期

火薬類を輸入（通関）後、遅滞なく

(2) 提出先

陸揚げ地を管轄する地方局

(3) 提出部数

1部

(4) 提出書類

火薬類輸入届（省令第47条：様式第28）

6 廃棄（法第27条）

火薬類を廃棄しようとする者は、製造業者が火薬類の製造中に生じた火薬類をその製造所内で廃棄する場合を除き、県知事の許可を受けなければならない。

火薬類の廃棄とは、火薬類を処分してその本来の効用を喪失させることをいう。

安全上、製造後年数を経過した火薬類や安定度の悪い火薬類は速やかに廃棄すべきである。また、火薬類を廃棄しなければならない場合としては、製造・販売事業者が営業を廃止したときや火薬類を譲受けた者が消費することがなくなったときに、なお火薬類の残量がある場合（譲渡でもよい。）（法第22条）、法第36条に基づく安定度試験の結果、省令に定める基準に適合していない場合（法第37条）がある。

申請に必要な手続は、次のとおり。

- (1) 提出時期
火薬類を廃棄しようとするとき（審査に要する期間を勘案し、余裕をもって申請すること。）
- (2) 提出先
廃棄地を管轄する地方局
- (3) 申請手数料
なし
- (4) 提出部数
1 部
- (5) 留意事項
申請内容が本県HPで公開している審査基準を満たしていることを確認のうえ申請すること。
- (6) 提出書類
火薬類廃棄許可申請書（省令第 65 条：様式第 30）
- (7) その他

廃棄の許可を受けた者は、許可申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、方法、場所、日時、指揮者並びに危険予防の方法に限る。）に変更があった場合は、新規許可を受ける必要がある。種類の変更とは、法の定義による火薬、爆薬及び火工品の三区分別の変更をいい、同一区分内の変更は該当しない。ただし、打ち揚げ煙火については、同じ号数間の種類変更は該当しないが、号数の変更は該当する。数量の変更とは、許可数量より増える場合をいい、減る場合は、再許可を要しない（昭和 45 年 1 月 28 日付け 45 化局第 31 号）。

6. 1 許可申請書の記載事項の変更（省令第81条の14第14号）

廃棄の許可を受けた者は、許可申請書の記載事項（6 (7) の内容を除く。）に変更があった場合は、廃棄地を管轄する地方局に火薬類廃棄許可申請書記載事項変更届出書（愛媛県様式 7）を提出すること。

〔参考〕 不要実包等を廃棄するための広域認定制度について

不要となった実包、空包、銃用雷管等の火薬類については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき一般廃棄物に分類され、市町に処理責任があるものの、処理が非常に困難であることから、広域処理に係る特例の対象とされ、環境大臣の認定を受けた一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会に依頼すれば廃棄（有料）することができる。

なお、この制度を利用するにあたり、不要実包等の廃棄を目的とするものであること及び不要実包等の所有権の移転を伴わないことが契約書その他の書面により明らかとされている場合であれば、法第 17 条の譲受又は譲渡に該当しないので、県公安委員会又は市町長の許可は不要となる。また、この場合において、法第 27 条の廃棄の許可を受けなければならない者は、廃棄の依頼を受けて実際に廃棄を行う製造業者又は販売業者とする（平成 19 年 7 月 27 日付け 19 保安第 28 号）。

7 危害予防規程（法第 28 条）

製造業者は、製造作業上発生する災害を防止するため、保安の確保のための組織及び方法等として省令第 6 条に規定する危害予防の具体的細則について規程を定め、県知事の認可を受けるとともに、これを遵守しなければならない。

また、危害予防規程を変更する場合は、改めて認可を受けなければならない。なお、法第 10 条の規定に基づく変更許可を受けた場合は、危害予防規程の変更認可申請も必要となる。

申請に必要な手続は、次のとおり。

- (1) 提出時期
危害予防規程の認可（変更認可）を受けようとするとき（なお、認可を受けないで火薬類の製造をした者は罰則の対象となる（法第 59 条第 6 号及び第 62 条）ことから、遅くとも製造開始までに認可を受けておかなければならないので、審査に要する期間を勘案し、余裕をもって申請すること。）
- (2) 提出先
所在地を管轄する地方局
- (3) 申請手数料
なし
- (4) 提出部数
1 部
- (5) 留意事項

申請内容が本県HPで公開している審査基準を満たしていることを確認のうえ申請すること。

(6) 提出書類

- ① 危害予防規程（変更）認可申請書（省令第6条第8項：様式第2）
- ② 危害予防規程（省令第6条第8項）
- ③ 変更の概要を記載した書類（省令第6条第8項）

※変更認可の場合のみ。

7. 1 軽微な変更の工事に伴う危害予防規程の変更（法第28条第2項）

法第10条第1項ただし書の軽微な変更の工事に伴い危害予防規程を変更する場合は、県知事に届け出なければならない。

届出に必要な手続は、次のとおり

(1) 提出時期

危害予防規程を変更するとき（なお、届出をせず、又は虚偽の届出をして火薬類の製造をした者は罰則の対象となる（法第61条第4号の2及び第62条）ことから、遅くとも製造開始までに届け出ること。）

(2) 提出先

所在地を管轄する地方局

(3) 提出部数

1部

(4) 提出書類

- ① 危害予防規程変更届（省令第6条第9項：様式第3）
- ② 変更の概要を記載した書類（省令第6条第9項）

8 保安教育（法第29条）

製造業者及び販売業者は、従業者に対する保安教育計画を定め、県知事の認可を受けなければならない。また、保安教育計画を変更する場合は、改めて認可を受けなければならない。

申請に必要な手続は、次のとおり。

(1) 提出時期

保安教育計画の認可（変更認可）を受けようとするとき（認可を受けないで製造、販売をした者は罰則の対象となる（法第59条第6号の2及び第62条）ことから、遅くとも製造開始までに認可を受けておかなければならないので、審査に要する期間を勘案し、余裕をもって申請すること。）

(2) 提出先

所在地を管轄する地方局

(3) 申請手数料

なし

(4) 提出部数

1部

(5) 留意事項

申請内容が本県HPで公開している審査基準を満たしていることを確認のうえ申請すること。

(6) 提出書類

- ① 保安教育認可・変更認可申請書（省令第67条の2：その他様式4）
- ② 保安教育計画（省令第67条の3）
- ③ 変更の概要を記載した書類

※変更認可の場合のみ。

9 保安責任者、その代理者及び副保安責任者（法第30条、法第33条）

火薬類を取扱う者のうち、製造、貯蔵等の保安の中心となるのが保安責任者、その代理者及び副保安責任者であり、その選任については、原則として文書を持って行うことが必要であるほか、法第32条に規定する職務を行うことを命じ、その職務を行い得る部署に配置し、環境を整備することも事業者の責務である。なお、雇用関係の裏付けのないものは選任したことになる。

保安責任者の代理者については、保安責任者が旅行、疾病その他の事故によって職務が遂行できない場合を考慮してあらかじめ選任しておかななければならない。代理者が保安責任者の職務を代行するときは、保安責任者と同等の権利義務を有する。ここでいう「旅行、疾病その他事故」とは1日以上不在を想定しており、1日未満の不在であれば、その間の責任者は当該保安責任者であると解される。なお、副保安責任者には代理者制度が無いことから、副保安責任者が不在の場合、保安責任者はその補佐を受けられず、副保安責任者の職務も併せて行うことになる。

保安責任者、その代理者及び副保安責任者の兼務について、法は保安責任者と副保安責任者とを同一人が兼務することを認めていない。また、兼務そのものは省令の趣旨からみて好ましくないが、免状所有者不足で兼務を認めるのもやむを得ない場合については、次のイからホの原則により運用することとしている（昭和 36 年 3 月 6 日付け 36 軽第 560 号）。

- イ 同一事業所における副保安責任者と代理者の兼務を認めて差支えない。
- ロ 従業者が極めて少ない煙火等の製造所について製造保安責任者と火薬庫の取扱保安責任者の兼務を認めて差支えない。
- ハ ある製造所、火薬庫又は消費場所の保安責任者、その代理者又は副保安責任者とごく近くのこれらの事業所の保安責任者の代理者との兼務を認めて差支えない。
- ニ その他の兼務は認めない。
- ホ イの場合を除き、兼務はできるだけ早く解消させる。

9. 1 製造保安責任者、その代理者又は製造副保安責任者の選解任（法第 30 条第 3 項、法第 33 条第 2 項）

製造業者は、製造保安責任者、その代理者又は製造副保安責任者を選任したときは、その旨を県知事に届け出なければならない。これを解任した時も同様である。

届出に必要な手続は、次のとおり。

- (1) 提出時期
製造保安責任者、その代理者又は製造副保安責任者を選任（解任）したとき
 - (2) 提出先
所在地を管轄する地方局
 - (3) 提出部数
1 部
 - (4) 提出書類
 - ① 火薬類取扱保安責任者等選（解）任届（細則第 2 条第 2 号：様式第 2 号）
 - ② 保安責任者免状の写
- ※交付行政庁が愛媛県以外のものに限る。

9. 2 取扱保安責任者、その代理者又は取扱副保安責任者の選解任（法第 30 条第 3 項、法第 33 条第 2 項）

火薬庫の所有者又は占有者は、取扱保安責任者、その代理者又は取扱副保安責任者を選任したときは、その旨を県知事に届け出なければならない。これを解任した時も同様である。

届出に必要な手続は、次のとおり。

- (1) 提出時期
取扱保安責任者、その代理者又は取扱副保安責任者を選任（解任）したとき
 - (2) 提出先
所在地を管轄する地方局
 - (3) 提出部数
1 部
 - (4) 提出書類
 - ① 火薬類取扱保安責任者等選（解）任届（細則第 2 条第 2 号：様式第 2 号）
 - ② 保安責任者免状の写
- ※交付行政庁が愛媛県以外のものに限る。

〔参考〕省令第 68 条第 1 項の表（製造保安責任者及び製造副保安責任者の選任資格）

区 分		製造数量	製造保安責任者の資格	製造副保安責任者の資格
製造（変形及び修理を除く。）	火薬及び爆薬（硝安油剤爆薬及び起爆薬を除く。）	1 日 1 トン以上	甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者	乙種又は甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者
		1 日 1 トン未満	乙種又は甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者	乙種又は甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者
	硝安油剤爆薬	1 日 7 トン以上	甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者	乙種又は甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者

		1 日 7 トン未満	乙種又は甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者	乙種又は甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者
	起爆薬	1 日 50 キログラム以上	甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者	乙種又は甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者
		1 日 50 キログラム未満	乙種又は甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者	乙種又は甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者
	火工品（信号炎管、信号火せん及び煙火を除く。）		乙種又は甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者	乙種又は甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者
	信号炎管、信号火せん及び煙火	1 日 300 キログラム以上	乙種又は甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者	丙種、乙種又は甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者
		1 日 300 キログラム未満	丙種、乙種又は甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者	丙種、乙種又は甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者
変形及び修理	火薬、爆薬及び火工品（信号炎管、信号火せん及び煙火を除く。）	1 日 1 トン以上	甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者	乙種又は甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者
		1 日 1 トン未満	乙種又は甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者	乙種又は甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者
	信号炎管、信号火せん及び煙火		丙種、乙種又は甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者	丙種、乙種又は甲種火薬類製造保安責任者免状を有する者
イ この表において、1 日 50 キログラム以下の火薬又は爆薬（起爆薬を除く。）を製造する製造所であって、これを原料として信号炎管、信号火せん又は煙火のみを製造するもの（1 日の信号炎管、信号火せん及び煙火の製造数量が 300 キログラム未満のものに限る。）に係る製造保安責任者については、丙種火薬類製造保安責任者免状を有する者をもってかえることができる。				
ロ この表において、火薬又は爆薬（起爆薬を除く。）を製造する製造所でこれを原料として信号炎管、信号火せん又は煙火のみを製造するもの（イに規定するものを除く。）であって、経済産業大臣が告示（昭和 49 年通商産業省告示第 53 号）で定める基準により設けられた施設を有するものに係る製造保安責任者については、丙種火薬類製造保安責任者免状を有する者をもってかえることができる。				
ハ この表において、火薬又は爆薬（起爆薬を除く。）を製造する製造所であって、これを原料として信号炎管、信号火せん又は煙火のみを製造するものに係る製造副保安責任者については、丙種火薬類製造保安責任者免状を有する者をもってかえることができる。				
ニ この表において変形及び修理の項中火工品（信号炎管、信号火せん及び煙火を除く。）については、その原料をなす火薬又は爆薬の数量について、同項の選任資格を適用する。				

〔参考〕省令第 68 条第 2 項の表（製造所ごとの選任数）

危険工室において製造作業に従事する従業者数（以上）	50 人	150 人	250 人	350 人	450 人
製造副保安責任者数（以上）	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
注：製造保安責任者は、製造所ごとに 1 人選任する。					

〔参考〕省令第 69 条第 2 項の表（取扱保安責任者、取扱副保安責任者の選任資格）

区 分	貯蔵合計量又は消費合計量	取扱保安責任者の資格	取扱副保安責任者の資格
火薬庫（煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫を除く。）の所有者又は占有者	1 年間に 20 トン以上の爆薬	甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者	乙種又は甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者
	1 年間に 20 トン未満の爆薬	乙種又は甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者	乙種又は甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者

煙火火薬庫、がん具 煙火貯蔵庫又は導 火線庫の所有者又 は占有者		乙種又は甲種火薬類取 扱保安責任者免状を有 する者	乙種又は甲種火薬類取扱保 安責任者免状を有する者
---	--	---------------------------------	-----------------------------

〔参考〕省令第 69 条第 3 項の表（火薬庫群ごとの選任数）

火薬庫の所有者又 は占有者	取扱保安責任者数	1 人
	取扱副保安責任者数（以上）	火薬庫の棟数が 10 を超えるごとに 1 人

〔参考〕保安手帳制度

旧通商産業省の通知（昭和 50 年 2 月 28 日付け 50 立局第 128 号）に基づいて開始された制度である。平成 12 年 4 月の地方分権推進一括法施行に伴い、以降の運用は各自治体の判断に委ねられているが、本県では公益社団法人全国火薬類保安協会が運用する業界内の自主保安制度という位置づけである。手帳制度に関する問い合わせ先は、各都道府県火薬類保安協会となる。

種 類	名 称（通称）	必要資格
火薬類保安手帳	黒手帳	火薬類取扱保安責任者免状
火薬類取扱従事者手帳	青手帳	発破技士免許（労働安全衛生法）
	黄手帳	なし

10 保安責任者免状の交付（法第 31 条）

丙種火薬類製造保安責任者免状、甲種火薬類取扱保安責任者免状及び乙種火薬類取扱保安責任者免状については、県知事が行う試験に合格した者に交付する。

交付申請先は、愛媛県が行う試験を受験して合格した場合は愛媛県のみであり、他の行政庁に交付申請しても交付されないの、注意すること。なお、これ以外の種類の免状については、経済産業大臣が試験を行い、経済産業大臣が交付する。

申請に必要な手続は、次のとおり。

(1) 提出時期

免状の交付を受けようとするとき

(2) 提出先

各地方局又は支局

(3) 申請手数料（愛媛県収入証紙により納付すること。）

2,400円

(4) 提出部数

1 部

(5) 提出書類

① （甲種・乙種・丙種）火薬類（製造・取扱）保安責任者免状交付申請書（省令第78条の2：様式第32）

② 試験結果通知書の原本（省令第 78 条の 2）

10. 1 保安責任者免状の書換（法第31条第 7 項において準用する同法第17条第 7 項）

免状の記載事項に変更を生じたときは、交付した県知事に届け出て書換を受けなければならない。

届出に必要な手続は、次のとおり

(1) 提出時期

変更を生じた後、遅滞なく

(2) 提出先

各地方局又は支局

(3) 提出部数

1 部

(4) 提出書類

① （甲種・乙種・丙種）火薬類（製造・取扱）保安責任者免状書換申請書（省令第78条の4：様式第34）

② 免状（省令第 78 条の 4）

10. 2 保安責任者免状の再交付（法第31条第7項において準用する同法第17条第8項）

免状を喪失、汚損又は盗取され、再交付を受けようとするときは、交付した県知事に届け出て再交付を受けなければならない。

届出に必要な手続は、次のとおり

- (1) 提出時期
再交付を受けようとするとき
- (2) 提出先
各地方局又は支局
- (3) 申請手数料（愛媛県収入証紙により納付すること。）
2,400 円
- (4) 提出部数
1 部
- (5) 提出書類
 - ① （甲種・乙種・丙種）火薬類（製造・取扱）保安責任者免状再交付申請書（省令第78条の5：様式第35）
 - ② 免状
※汚損の場合に限る。

11 安定度試験（法第36条）

火薬類を輸入した者又は製造後一定の年月を経過した火薬類の所有者は、安定度試験（委託による試験でも可）を行わなければならない。

安定度試験の方法は、硝酸エステル又はこれを含有する火薬若しくは爆薬についての遊離酸試験及び耐熱試験（省令第59条及び省令第60条）であり、頻度は下表の火薬類の区分に応じて定められている。

なお、硝酸エステルを含まない火薬又は爆薬の安定度試験は免除されている。

また、安定度試験の結果、基準（省令第62条）に適合しないものは、不良火薬類として速やかに廃棄しなければならない（法第37条）。

〔参考〕省令第58条の表（安定度試験の実施区分）

火薬類の区分	頻 度
製造後1年以上を経過したもの	年に1回遊離酸試験又は耐熱試験を行うこと。
製造後2年以上を経過したもの	製造した日から2年を経過した月から3箇月ごとに1回耐熱試験を行うこと。ただし、当該耐熱試験がベルクマン・ユンク試験である場合にあっては、年に1回とする。
製造年月日不明のもの	入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、3箇月ごとに1回耐熱試験を行うこと。ただし、当該耐熱試験がベルクマン・ユンク試験である場合にあっては、年に1回とする。

11. 1 安定度試験の結果報告（法第36条第1項）

安定度試験を実施した者は、所在地を管轄する地方局に安定度試験報告書（その他様式7）を提出しなければならない。

報告に必要な手続は、次のとおり

- (1) 提出時期
安定度試験を実施し、結果が得られたとき
- (2) 提出先
所在地を管轄する地方局
- (3) 提出部数
1 部
- (4) 提出書類
火薬類安定度試験結果報告書（省令第64条：その他様式7）

12 帳簿（法第41条）

製造業者、販売業者及び火薬庫の所有・占有者は、火薬類の製造、販売又は出納についての帳簿を備え付け、別途省令第9条（製造）、第11条（販売）及び第33条（火薬庫）に規定する内容を記録して

おかななければならない。なお、火薬庫に係る帳簿は、製造又は販売に係る帳簿とは別に備え付けなければならない。

また、庫外貯蔵の場合も、省令第16条又は県規則第2条に基づいて帳簿を備え、責任者（必ずしも取扱保安責任者や免状所有者でなくてもよい）を定めて出納した火薬類の種類及び数量、出納の年月日、相手方の住所及び氏名等をその都度明確に記録しておかななければならない。

13 適用除外（法第51条）

法の適用を除外されている手続き等のうち、県知事の権限に属するものは次の(1)から(4)のとおり。

- (1) 導火線及び電気導火線については、次の規定は適用しない。
 - ① 安定度試験（法第36条）
- (2) 信号炎管、信号火せん及び煙火については、次の規定は適用しない。
 - ① 所持（法第21条）
 - ② 残火薬類の措置（法第22条）
 - ③ 廃棄（法第27条）及び廃棄の技術上の基準（法第27条の2）
 - ④ 安定度試験（法第36条）
- (4) がん具煙火については、次の規定は適用しない。
 - ① 販売許可（法第5条）
 - ② 行商等（法第18条）
 - ③ (2)に掲げる規定
- (5) 省令第91条で定める数量以下のがん具煙火については、次の規定は適用しない。
 - ① 製造許可（法第3条）及び製造の禁止（法第4条）
 - ② 貯蔵の技術上の基準（法第11条第2項及び第3項）
 - ③ 火薬庫の所有・占有（法第13条）
 - ④ 保安教育（法第29条）
 - ⑤ 保安責任者等（法第30条第1項及び第2項）
 - ⑥ 保安検査等（法第35条）
 - ⑦ 定期自主検査（法第35条の2）
 - ⑧ 混包等の禁止（法第38条）
 - ⑨ 帳簿（法第41条）
 - ⑩ 事故届（法第46条第1項第2号）
 - ⑪ (4)に掲げる事項

第3章 検査

1 完成検査（法第15条）

製造営業の許可又は火薬庫の設置許可を受けた者は、製造施設又は火薬庫の工事が完成した際、県知事に完成検査の受検を申請し、検査に合格した後でなければ、それらを使用してはならない。製造施設及び火薬庫の変更の工事（軽微な変更の工事を除く。）をした場合も同様である。検査における技術上の基準は、製造施設の場合は法第7条、火薬庫の場合は法第12条第3項がそれぞれ該当する。なお、法第12条の2の規定により第三者から火薬庫を譲り受けた場合、譲り受けた者は火薬庫を設置した者の地位を承継するため、改めて完成検査を受ける必要はない。

一方、製造施設については、譲り受けた者に地位の承継が認められていないが、直近の完成検査を受けた状態のまま譲渡された場合に限り、完成検査を受ける必要はない。ただし、譲渡されるまでの間に、製造の廃止等の理由で基準適合義務が課せられていない期間が存在する場合には、改めて完成検査を受けなければならない。

申請に必要な手続は、次のとおり。

- (1) 提出時期
完成検査を受けようとするとき（検査を受けないで火薬類の製造又は貯蔵をした者は罰則の対象となる（法第59条第2号及び第62条）ことから、遅くとも製造又は貯蔵開始までに検査に合格しておかななければならないので、余裕をもって申請すること。）
- (2) 提出先
所在地を管轄する地方局
- (3) 申請手数料（愛媛県収入証紙により納付すること。）
 - ① 製造施設の完成検査の場合：41,000円
 - ② 火薬庫の完成検査（設置又は移転の工事）の場合：41,000円
 - ③ 火薬庫の完成検査（構造又は設備の変更の工事）の場合：23,000円

- (4) 提出部数
1 部
- (5) 提出書類
完成検査申請書（省令第41条第1項：様式第14）
- (6) その他
検査に合格した場合は、完成検査証（省令第41条第2項：様式第15）を交付する。

1. 1 指定完成検査機関が行う完成検査（法第15条第1項ただし書、同条第2項第1号）

製造営業の許可又は火薬庫の設置許可を受けて工事を完成し、法第15条第1項ただし書の指定完成検査機関が行う完成検査を受けて合格した場合は、その旨を県知事に届け出なければならない。製造施設及び火薬庫の変更の工事（軽微な変更の工事を除く。）をした場合も同様である。

届出に必要な手続は、次のとおり

- (1) 提出時期
指定完成検査機関が行う完成検査に合格したとき
- (2) 提出先
所在地を管轄する地方局
- (3) 提出部数
1 部
- (4) 提出書類
指定完成検査機関完成検査受検届（省令第42条第2項：様式第16）
- (5) その他
 - ① 指定完成検査機関が行う完成検査を受けた場合、県知事が行う完成検査を受ける必要はない。
 - ② 完成検査を行った指定完成検査機関は、完成検査結果報告書（省令第43条：様式第17）に完成検査の記録を添付し、当該完成検査に係る施設の所在地を管轄する地方局に提出しなければならない（法第15条第3項）。

2 保安検査（法第35条）

製造業者又は火薬庫の所有者・占有者は、製造施設のうち、省令第44条の2第1項で規定する特定施設（危険工室、火薬類一時置場、日乾場等）又は火薬庫について、1年に1回（土堤、簡易土堤及び防護壁にあっては3年）保安検査を受けなければならない。検査では位置、構造及び設備が技術上の基準に適合していることを確認するため、たとえば火薬庫であれば、建屋のみならず、これに付属する避雷装置や土堤等についても検査対象となる。ただし、県知事に休止を届け出た特定施設又は火薬庫であって、完成検査又は前回の保安検査受験日から再使用しようとする日までの期間が1年以上（土堤、簡易土堤及び防爆壁は3年以上）である「休止施設等」については、検査の必要はない。

申請に必要な手続は、次のとおり。

- (1) 提出時期
前回の保安検査（完成検査）の日から1年を超えない日（土堤、簡易土堤及び防爆壁については3年を超えない日、休止施設等については使用再開日の30日前）まで
- (2) 提出先
所在地を管轄する地方局
- (3) 申請手数料（愛媛県収入証紙により納付すること。）
41,000円
- (4) 提出部数
1 部
- (5) 提出書類
保安検査申請書（省令第44条の2第4項：様式第18）
- (6) その他
 - ① 検査に合格した場合は、保安検査証（省令第44条の2第6項：様式第19）を交付する。
 - ② 前回の保安検査（完成検査）の日から1年を経過した日（土堤、簡易土堤及び防爆壁については3年）の前後1ヵ月以内に保安検査を受けた場合、基準日において保安検査を受けたものとみなされる（省令第44条の2第4項）。

2. 1 指定保安検査機関が行う保安検査（法第35条第1項第1号）

法第35条第1項第1号の指定保安検査機関が行う保安検査を受けて合格した場合は、その旨を県知事に届け出なければならない。

届出に必要な手続は、次のとおり

(1) 提出時期

指定保安検査機関が行う保安検査に合格したとき

(2) 提出先

所在地を管轄する地方局

(3) 提出部数

1 部

(4) 提出書類

指定保安検査機関保安検査受検届（省令第44条の3第2項：様式第20）

(5) その他

① 指定保安検査機関が行う保安検査を受けた場合、県知事が行う保安検査を受ける必要はない。

② 保安検査を行った指定保安検査機関は、保安検査結果報告書（省令第44条の4：様式第21）に保安検査の記録を添付し、当該保安検査に係る施設の所在地を管轄する地方局に提出しなければならない（法第35条第3項）。

3 定期自主検査（法第35条の2）

製造業者又は火薬庫の所有者・占有者は、製造施設のうち、省令第67条の8で規定する施設（全ての製造所における危険工室、火薬類一時置場、日乾場等が対象となるほか、信号炎管、信号火せん及び煙火の製造所においては原料薬品貯蔵所が対象となり、それ以外の製造所においては火薬類積替場等が対象）又は火薬庫について、1年に2回以上定期に、定期自主検査を実施しなければならない。また、定期自主検査の実施計画を定め、県知事に届け出ることが義務付けられており、当該実施計画を変更したときも、その旨を届け出ることがある。さらに、検査終了後には、遅滞なくその旨を県知事に報告しなければならない。

届出に必要な手続は、次のとおり。

(1) 提出時期

定期自主検査についての計画を策定（変更）したとき

(2) 提出先

所在地を管轄する地方局

(3) 提出部数

1 部

(4) 提出書類

定期自主検査計画（変更）届（省令第67条の10：その他様式5）

(6) その他

① 検査の計画期間については、自主的に決定することが認められているが、1～3年程度が適当である。

② 検査を1年に2回以上定期に行うことについて、製造又は貯蔵について繁忙期が存在する場合、うち1回は繁忙期の直前に実施しなければならない（省令第67条の9第1号）。

なお、煙火製造所、煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫、及び積雪地等において冬季の消費に備え秋季に大量貯蔵する火薬庫については、原則として繁忙期が存在するものとして、定期自主検査の計画に反映させることが必要である（昭和36年3月6日付け36軽局第560号）。

3. 1 定期自主検査の結果報告（法第35条の2第3項）

定期自主検査を終了したときは、遅滞なく、所在地を管轄する地方局に定期自主検査結果報告書（その他様式6）を提出しなければならない。報告書には、検査結果の他、補正し、又は補修した事項についても記載すること（省令第67条の11）。

第4章 指定完成検査機関及び指定保安検査機関

1 指定完成検査機関の指定（法第15条第1項ただし書、法第45条の23）

他人の求めに応じて完成検査を行おうとする者であって、次の(1)及び(2)に該当する場合は、県知事の指定を受けなければならない（政令第16条第2項）。また、(1)について、完成検査の対象となる施設の区分が省令第81条の11の2の2第1項に規定され、このうち県知事が指定する区分は同項第2号（製造施設）又は同項第3号（火薬庫）となる。

(1) 火薬若しくは爆薬を製造する製造所であって、これを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの、産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの

製造所又は火薬庫に関するものに限り行う場合

(2) 一の都道府県内のみで行う場合

なお、「他人」については、別法人又は別人であることであり、検査を求める者と指定完成検査機関との間に資本提携関係があっても「他人」である。ただし、両者の役員に同一人物が就任している場合には、法第45条の25第3号の「法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。」に抵触すると考えられるため、「他人」には該当しない（平成12年7月4日付け平成12・06・30立局第1号）。

申請に必要な手続は、次のとおり。

(1) 提出時期

他人の求めに応じ完成検査を実施しようとするとき（審査に要する期間を勘案し、余裕をもって申請すること。）

(2) 提出先

県庁

(3) 申請手数料

なし

(4) 提出部数

1部

(5) 留意事項

申請内容が本県HPで公開している審査基準を満たしていることを確認のうえ申請すること。

(6) 提出書類

① 指定完成検査機関指定申請書（省令第81条の11の3：様式第36）

② 定款及び登記事項証明書（省令第81条の11の3第1号）

③ 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表（省令第81条の11の3第2号）

④ 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（完成検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの）（省令第81条の11の3第3号）

⑤ 次に掲げる事項を記載した書類（省令第81条の11の3第4号）

イ 申請者が法人である場合は、役員又は、省令第81条の11の7に規定する構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）並びにその構成割合を記載した書面
※出身団体別の役員の構成、株主構成及び出資の割合が確認できること（平成12年7月4日付け平成12・06・30立局第6号）。

ロ 完成検査に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

※借り入れの場合、完成検査の実施に支障を及ぼさないよう機械器具を確保し、また、機械器具等の信頼性についても確認しておくことを要する（平成12年7月4日付け平成12・06・30立局第6号）。

ハ 省令第81条の11の5第1項に規定する完成検査を実施する者の氏名及び資格

※完成検査員にあっては、申請者が雇用する職員又は協力会社が雇用する職員であること。また、統括完成検査員にあっては、申請者が常時雇用する職員（出向者を含む。）であり、かつ、当該指定完成検査機関の運営に関し十分意見を反映しうる役職であることを要する（平成12年7月4日付け平成12・06・30立局第6号）。

ニ 完成検査以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要

ホ 協力会社を用いて完成検査を行う場合は、当該協力会社に係る次の(イ)から(ホ)までに掲げる事項

(イ) 名称及び所在地

(ロ) 定款

(ハ) 完成検査に用いる機械器具その他の設備の数及び性能

(ニ) 設備検査の実績及び検査能力

(ホ) 完成検査に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し

ヘ 完成検査を実施する製造施設又は火薬庫の種類及び規模に応じた検査実施体制（協力会社を用いる場合は、協力会社の業務の範囲を含む。）、所要日数及び1ヵ月当たりの検査実施能力

⑥ 申請者が法第45条の24各号の規定に該当しないことを説明した書面（省令第81条の11の3第5号）

⑦ 申請者が省令第81条の11の8各号の規定に適合していることを説明した書類（省令第81条の

11の3第6号)

(6) その他

指定後、当該指定の区分又は業務の範囲を拡大しようとするときは、改めて省令第81条の11の3の規定により申請を行い、審査を受けなければならない（平成12年7月4日付け平成12・06・30立局第5号）。

1. 1 指定完成検査機関の更新（法第45条の26）

指定完成検査機関は、5年ごと（政令第10条）に指定の更新を受けなければならない。

申請に必要な手続は、次のとおり

(1) 提出時期

指定の更新を受けようとするとき（審査に要する期間を勘案し、余裕をもって申請すること。）

(2) 提出先

県庁

(3) 申請手数料

なし

(4) 提出部数

1部

(5) 提出書類

① 指定完成検査機関指定申請書（省令第81条の11の9で準用する省令第81条の11の3：様式第36）

② 指定完成検査機関指定申請時の添付書類（省令第81条の11の9で準用する省令第81条の11の3各号：1(6)②～⑦）

1. 2 指定完成検査機関の事業所の所在地の変更（法第45条の28）

指定完成検査機関は、当該検査機関の事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに県知事に届け出なければならない。

届出に必要な手続は、次のとおり

(1) 提出時期

事業所の所在地を変更しようとする日の2週間前まで

(2) 提出先

県庁

(3) 提出部数

1部

(4) 提出書類

指定完成検査機関変更届（省令第81条の11の10：様式第37）

2 指定完成検査機関の業務規程（法第45条の29）

指定完成検査機関は、完成検査の公正な業務実施のために業務規程を定め、県知事の認可を受けなければならない。また、既に認可を受けた業務規程を変更する場合には、変更した業務規程について改めて認可を受けなければならない。なお、認可を受けた業務規程によらないで完成検査を行ったときは、指定の取消又は期間を定めた業務の全部又は一部の停止を命じることとなる（法第45条の34第3号）。

申請に必要な手続は、次のとおり。

(1) 提出時期

業務規程の認可（変更認可）を受けようとするとき（指定を受けた後でも、指定申請と同時にあっても差し支えないが、認可を受けた後でなければ業務を実施することができない（平成12年7月4日付け平成12・06・30立局第5号）ことから、審査に要する期間を勘案し、余裕をもって申請すること。）

(2) 提出先

県庁

(3) 申請手数料

なし

(4) 提出部数

1部

(5) 留意事項

申請内容が本県HPで公開している審査基準を満たしていることを確認のうえ申請すること。

(6) 提出書類

(当初認可の場合)

① 指定完成検査機関業務規程認可申請書（省令第81条の11の11第1項：様式第38）

② 業務規程（省令第81条の11の11第1項）

※省令第81条の11の12に定める内容を記載する。

(変更認可の場合)

① 指定完成検査機関業務規程変更認可申請書（省令第81条の11の11第2項：様式第39）

② 変更の明細を記載した書類（省令第81条の11の11第2項）

※変更前及び変更後の内容を対照した新旧条文の対照表とすること。

3 指定完成検査機関の業務の休廃止（法第45条の30）

指定完成検査機関は、完成検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ県知事に届け出なければならない。

届出に必要な手続は、次のとおり

(1) 提出時期

業務の全部又は一部を休止又は廃止しようとするとき

(2) 提出先

県庁

(3) 提出部数

1部

(4) 提出書類

指定完成検査機関業務休廃止届（省令第81条の11の13：様式第40）

4 指定保安検査機関の指定（法第35条第1項第1号、法第45条の38）

他人の求めに応じて保安検査を行おうとする者であつて、次の(1)及び(2)に該当する場合は、県知事の指定を受けなければならない（政令第16条第2項）。また、(1)について、保安検査の対象となる施設の区分が省令第81条の11の14第1項に規定され、このうち県知事が指定する区分は同項第2号（製造施設）又は同項第3号（火薬庫）となる。

(1) 火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつて、これを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの、産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所又は火薬庫に関するものに限り行う場合

(2) 一の都道府県内のみで行う場合

なお、「他人」については、指定完成検査機関における解釈と同様である。

申請に必要な手続は、次のとおり。

(1) 提出時期

他人の求めに応じ保安検査を実施しようとするとき（審査に要する期間を勘案し、余裕をもって申請すること。）

(2) 提出先

県庁

(3) 申請手数料

なし

(4) 提出部数

1部

(5) 留意事項

申請内容が本県HPで公開している審査基準を満たしていることを確認のうえ申請すること。

(6) 提出書類

① 指定保安検査機関指定申請書（省令第81条の11の15：様式第41）

② 定款及び登記事項証明書（省令第81条の11の15第1号）

③ 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表（省令第81条の11の15第2号）

④ 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（保安検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの）（省令第81条の11の15第3号）

⑤ 次に掲げる事項を記載した書類（省令第81条の11の15第4号）

イ 申請者が法人である場合は、役員又は、省令第81条の11の19に規定する構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）並びにその構成割合を記載した書面

※出身団体別の役員の構成、株主構成及び出資の割合が確認できること（平成12年7月4日付け平成12・06・30立局第6号）。

ロ 保安検査に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

※借り入れの場合、保安検査の実施に支障を及ぼさないよう機械器具を確保し、また、機械器具等の信頼性についても確認しておくことを要する（平成12年7月4日付け平成12・06・30立局第6号）。

ハ 省令第81条の11の17第1項に規定する保安検査を実施する者の氏名及び資格

※保安検査員にあつては、申請者が雇用する職員又は協力会社が雇用する職員であること。また、統括保安検査員にあつては、申請者が常時雇用する職員（出向者を含む。）であり、かつ、当該指定保安検査機関の運営に関し十分意見を反映しうる役職であることを要する（平成12年7月4日付け平成12・06・30立局第6号）。

ニ 保安検査以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要

ホ 協力会社を用いて保安検査を行う場合は、当該協力会社に係る次の(イ)から(ホ)までに掲げる事項

(イ) 名称及び所在地

(ロ) 定款

(ハ) 保安検査に用いる機械器具その他の設備の数及び性能

(ニ) 設備検査の実績及び検査能力

(ホ) 保安検査に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し

ヘ 保安検査を実施する製造施設又は火薬庫の種類及び規模に応じた検査実施体制（協力会社を用いる場合は、協力会社の業務の範囲を含む。）、所要日数及び1ヵ月当たりの検査実施能力

⑥ 申請者が法第45条の38第2項において準用する法第45条の24各号の規定に該当しないことを説明した書面（省令第81条の11の15第5号）

⑦ 申請者が省令第81条の11の20において準用する省令第81条の11の8各号の規定に適合していることを説明した書類（省令第81条の11の15第6号）

(7) その他

指定後、当該指定の区分又は業務の範囲を拡大しようとするときは、改めて省令第81条の11の15の規定により申請を行い、審査を受けなければならない（平成12年7月4日付け平成12・06・30立局第5号）。

4. 1 指定保安検査機関の更新（法第45条の38第2項において準用する法第45条の26）

指定保安検査機関は、5年ごと（政令第10条）に指定の更新を受けなければならない。

申請に必要な手続は、次のとおり

(1) 提出時期

指定の更新を受けようとするとき（審査に要する期間を勘案し、余裕をもって申請すること。）

(2) 提出先

県庁

(3) 申請手数料

なし

(4) 提出部数

1部

(5) 提出書類

① 指定保安検査機関指定申請書（省令第81条の11の21で準用する省令第81条の11の15：様式第41）

② 指定保安検査機関指定申請時の添付書類（省令第81条の11の21で準用する省令第81条の11の15各号：4(6)②～⑦）

4. 2 指定保安検査機関の事業所の所在地の変更（法第45条の38第2項において準用する法第45条の28）

指定保安検査機関は、当該検査機関の事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに県知事に届け出なければならない。

届出に必要な手続は、次のとおり

(1) 提出時期

事業所の所在地を変更しようとする日の2週間前まで

- (2) 提出先
県庁
- (3) 提出部数
1 部
- (4) 提出書類
指定保安検査機関変更届（省令第81条の11の22：様式第42）

5 指定保安検査機関の業務規程（法第 45 条の 38 第 2 項において準用する法第 45 条の 29）

指定保安検査機関は、保安検査の公正な業務実施のために業務規程を定め、県知事の認可を受けなければならない。また、既に認可を受けた業務規程を変更する場合には、変更した業務規程について改めて認可を受けなければならない。なお、認可を受けた業務規程によらないで保安検査を行ったときは、指定の取消又は期間を定めた業務の全部又は一部の停止を命じることとなる（法第 45 条の 38 第 2 項において準用する法第 45 条の 34 第 3 号）。

申請に必要な手続は、次のとおり。

- (1) 提出時期
業務規程の認可（変更認可）を受けようとするとき（指定を受けた後でも、指定申請と同時にあっても差し支えないが、認可を受けた後でなければ業務を実施することができない（平成 12 年 7 月 4 日付け平成 12・06・30 立局第 5 号）ことから、審査に要する期間を勘案し、余裕をもって申請すること。）
- (2) 提出先
県庁
- (3) 申請手数料
なし
- (4) 提出部数
1 部
- (5) 留意事項
申請内容が本県HPで公開している審査基準を満たしていることを確認のうえ申請すること。
- (6) 提出書類
(当初認可の場合)
 - ① 指定保安検査機関業務規程認可申請書（省令第81条の11の23第 1 項：様式第43）
 - ② 業務規程（省令第81条の11の23第 1 項）
※省令第81条の11の24に定める内容を記載する。(変更認可の場合)
 - ① 指定保安検査機関業務規程変更認可申請書（省令第81条の11の23第 2 項：様式第44）
 - ② 変更の明細を記載した書類（省令第 81 条の 11 の 23 第 2 項）
※変更前及び変更後の内容を対照した新旧条文の対照表とすること。

6 指定保安検査機関の業務の休廃止（法第45条の38第 2 項において準用する法第45条の30）

指定保安検査機関は、保安検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ県知事に届け出なければならない。

届出に必要な手続は、次のとおり

- (1) 提出時期
業務の全部又は一部を休止又は廃止しようとするとき
- (2) 提出先
県庁
- (3) 提出部数
1 部
- (4) 提出書類
指定保安検査機関業務休廃止届（省令第81条の11の25：様式第45）

様 式 目 次

省令様式

様式第 1	火薬類製造営業許可申請書	29
様式第 2	危害予防規程（変更）認可申請書	30
様式第 3	危害予防規定変更届	31
様式第 4	火薬類製造施設等変更許可申請書	32
様式第 5	（火薬類製造施設・火薬庫）軽微変更届	33
様式第 6	火薬類販売営業許可申請書	34
様式第 7	火薬庫設置等許可申請書	35
様式第 8	火薬庫承継届	36
様式第14	完成検査申請書	37
様式第15	完成検査証	38
様式第16	指定完成検査機関完成検査受検届	39
様式第17	完成検査結果報告書	40
様式第18	保安検査申請書	41
様式第19	保安検査証	42
様式第20	指定保安検査機関保安検査受検届	43
様式第21	保安検査結果報告書	44
様式第25	完成検査記録届	45
様式第26	保安検査記録届	46
様式第27	火薬類輸入許可申請書	47
様式第28	火薬類輸入届	48
様式第30	火薬類廃棄許可申請書	49
様式第32	（甲種・乙種・丙種）火薬類（製造・取扱）保安責任者免状交付申請書	50
様式第34	（甲種・乙種・丙種）火薬類（製造・取扱）保安責任者免状書換申請書	51
様式第35	（甲種・乙種・丙種）火薬類（製造・取扱）保安責任者免状再交付申請書	52
様式第36	指定完成検査機関指定申請書	53
様式第37	指定完成検査機関変更届	54
様式第38	指定完成検査機関業務規程認可申請書	55
様式第39	指定完成検査機関業務規程変更認可申請書	56
様式第40	指定完成検査機関業務休廃止届	57
様式第41	指定保安検査機関指定申請書	58
様式第42	指定保安検査機関変更届	59
様式第43	指定保安検査機関業務規程認可申請書	60
様式第44	指定保安検査機関業務規程変更認可申請書	61
様式第45	指定保安検査機関業務休廃止届	62

細則様式

様式第1号	火薬庫廃止届出書	63
様式第2号	火薬類取扱保安責任者等選（解）任届	64

県規則様式

	火薬庫外貯蔵場所指示申請書	65
--	---------------	----

県任意様式

愛媛県様式1	火薬類（製造・販売）営業廃止届出書	66
愛媛県様式2	火薬類（製造・販売）営業許可申請書記載事項変更報告書	67
愛媛県様式3	火薬庫使用休止届書	68
愛媛県様式4	火薬庫設置等許可申請書記載事項変更（届出書・報告書）	69
愛媛県様式5	火薬庫外貯蔵場所（庫外貯蔵庫）廃止届出書	70
愛媛県様式6	火薬類輸入許可申請書記載事項変更届出書	71
愛媛県様式7	火薬類廃棄許可申請書記載事項変更届出書	72
愛媛県様式8	火薬類所有権取得届出書	73
愛媛県様式9	証明願	74
愛媛県様式10	火薬庫の所有又は占有義務免除許可申請書	75
愛媛県様式11	火薬庫の所有又は占有義務免除廃止届出書	76
その他様式1	火薬類製造報告書	77
その他様式2	火薬類販売報告書	78
その他様式3	火薬庫出納報告書	79
その他様式4	保安教育認可・変更認可申請書	80
その他様式5	定期自主検査計画（変更）届	81
その他様式6	定期自主検査結果報告書	83
その他様式7	安定度試験報告書	85

様式第 1 (第 2 条関係)

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 日	年 月 日
× 許 可 番 号	

火薬類製造営業許可申請書

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

(代表者) 氏 名

名 称		
事 務 所 所 在 地 (電 話)		
製 造 所 所 在 地 (電 話)		
(代 表 者) 住 所 氏 名		
欠 格 事 由 に 関 す る 事 項	1 法第 44 条の規定により許可を取り消され、 取消しの日から 3 年を経過していない者	
	2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わ り、又は執行を受けることのなくなった後 3 年を経過していない者	
	3 心身の故障により火薬類の製造の業を適正に行 うことができない者として経済産業省令で定める もの	
	4 法人又は団体であって、その業務を行う役 員のうちに前三号のいずれかに該当する者が あるもの	

別紙添付書類 1 事業計画書

2 危害予防計画書

3 会社にあつては、定款の写し

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第2（第6条関係）

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 日	年 月 日
× 許 可 番 号	

危害予防規程（変更）認可申請書

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

（代表者）氏 名

名 称	
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 ）	
製 造 所 所 在 地 （ 電 話 ）	
（ 代 表 者 ） 住 所 氏 名	
変 更 の 場 合 は そ の 変 更 の 内 容	

別紙添付書類 1 危害予防規程

2 変更のときは、当該変更の概要を記載した書面

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 3 （第 6 条関係）

× 整 理 番 号	
× 受 理 日	年 月 日

危害予防規程変更届

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 ）	
製 造 所 所 在 地 （ 電 話 ）	
変 更 の 内 容	

別紙添付書類 当該変更の概要を記載した書面
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 4 （第 7 条関係）

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 日	年 月 日
× 許 可 番 号	

火薬類製造施設等変更許可申請書

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 ）	
製 造 所 所 在 地 （ 電 話 ）	
（ 代 表 者 ） 住 所 氏 名	
変 更 の 種 類	

別紙添付書類 当該変更の概要を記載した書面

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 5 （第 8 条、第 1 4 条関係）

× 整理番号	
× 受 理 日	年 月 日

火薬類製造施設

火 薬 庫

軽微変更届

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 ）	
製造所 火薬庫 所在地（電話）	
変 更 の 内 容	

別紙添付書類 当該変更の概要を記載した書面

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 6（第 1 0 条関係）

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 日	年 月 日
× 許 可 番 号	

火薬類販売営業許可申請書

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

(代表者) 氏 名

名 称		
販 売 所 所 在 地 (電 話)		
(代 表 者) 住 所 氏 名		
販 売 す る 火 薬 類 の 種 類		
欠 格 事 由 に 関 す る 事 項	1 法第 44 条の規定により許可を取り消され、 取消しの日から 3 年を経過していない者	
	2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わ り、又は執行を受けることのなくなった後 3 年を経過していない者	
	3 心身の故障により火薬類の販売の業を適正に行う ことができない者として経済産業省令で定めるもの	
	4 法人又は団体あって、その業務を行う役 員のうちに前三号のいずれかに該当する者が あるもの	

- 別紙添付書類 1 事業計画書
2 会社にあつては、定款の写し
- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 7（第 1 3 条関係）

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 日	年 月 日
× 許 可 番 号	

火薬庫設置等許可申請書

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事 務 所 所 在 地 (電 話)	
職 業	
(代 表 者) 住 所 氏 名	
火 薬 庫 所 在 地 (電 話)	
火 薬 庫 の 種 類 及 び 棟 数	
貯 蔵 火 薬 類 の 種 類 及 び その最大貯蔵量	
設 置 、 移 転 、 変 更 の 別 (移 転 又 は 変 更 の 場 合 に はその理由)	
備 考	

別紙添付書類 火薬庫工事設計明細書

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 - 2 ×印の欄は、記載しないこと。
 - 3 移転または変更の場合には、新旧を併記すること。
 - 4 2 級火薬庫にあつては、備考の欄にその使用期間を記載すること。

様式第 8（第 1 4 条の 2 関係）

× 整 理 番 号	
× 受 理 日	年 月 日

火 薬 庫 承 継 届

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事 務 所 所 在 地 (電 話)	
職 業	
(代 表 者) 住 所 氏 名 (年 齢)	
火 薬 庫 所 在 地 (電 話)	
火 薬 庫 の 種 類 及 び 棟 数	
貯 蔵 火 薬 類 の 種 類 及 び その最大貯蔵量	
前 所 有 者 又 は 前 占 有 者 の 住所氏名	
承 継 の 理 由	
承 継 の 期 日	
備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。
3 2 級火薬庫にあつては、備考の欄にその使用期間を記載すること。

× 整 理 番 号	
× 受 理 日	年 月 日

完成検査申請書

年 月 日

愛 媛 県 知 事

指定完成検査機関名

様

(代表者) 氏 名

名 称	
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 ）	
製 造 所 又 は 火 薬 庫 の 所 在 地（電話）	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
完 成 年 月 日	年 月 日

- 備考
- 1

この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2

×印の欄は、記載しないこと。
- 3

（ ）内は該当する一機関名を記載すればよい。

様式第 15 (第 41 条、第 42 条関係)

完 成 検 査 証	
名 称	
製 造 所 又 は 火 薬 庫 の 所 在 地 (電話)	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
検 査 年 月 日 検 査 職 員 氏 名	年 月 日
検 査 番 号	年 月 日 指定完成検査機関名 第 号
備 考	

{
 愛 媛 県 知 事
 指定完成検査機関名
 }
㊞

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 とすること。
 - 2 検査番号の欄は、指定完成検査機関が交付する場合に限り記載すること。
 - 3 () 内は該当する一機関名を記載すればよい。

様式第 16（第 42 条関係）

× 整 理 番 号	
× 受 理 日	年 月 日

指定完成検査機関完成検査受検届

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 ）	
製 造 所 又 は 火 薬 庫 の 所 在 地（電話）	
検 査 を 受 け た 製 造 施 設 又 は火薬庫	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
完 成 検 査 証 の 検 査 番 号	年 月 日 指定完成検査機関名 第 号
検 査 を 受 け た 年 月 日	年 月 日

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 受 理 日	年 月 日

完成検査結果報告書

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
検 査 を 行 っ た 製 造 所 又 は 火 薬 庫 の 所 在 地 （ 電 話 ）	
検 査 を 行 っ た 製 造 施 設 又 は 火 薬 庫	
検 査 の 結 果	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
完 成 検 査 証 の 検 査 番 号	年 月 日 指定完成検査機関名 第 号
検 査 年 月 日 検 査 職 員 氏 名	年 月 日
備 考	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 受 理 日	年 月 日

保安検査申請書

年 月 日

愛 媛 県 知 事

指定保安検査機関名

様

(代表者) 氏 名

名 称	
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 ）	
製 造 所 又 は 火 薬 庫 の 所 在 地（電話）	
完 成 検 査 証 の 交 付 年 月 日	年 月 日
前 回 の 保 安 検 査 に 係 る 保 安 検 査 証 の 交 付 年 月 日	年 月 日

- 備考
- 1

この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2

×印の欄は、記載しないこと。
- 3

() 内は該当する一機関名を記載すればよい。

様式第 19（第 44 条の 2、第 44 条の 3 関係）

保 安 検 査 証	
名 称	
製 造 所 又 は 火 薬 庫 の 所 在 地（電話）	
検 査 年 月 日 検 査 職 員 氏 名	年 月 日
検 査 番 号	年 月 日 指定保安検査機関名 第 号
備 考	

（ 愛 媛 県 知 事
指定保安検査機関名 ）

印

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 とすること。
- 2 検査番号の欄は、指定完成検査機関が交付する場合に限り記載すること。
- 3 （ ）内は該当する一機関名を記載すればよい。

× 整 理 番 号	
× 受 理 日	年 月 日

指定保安検査機関保安検査受検届

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 ）	
製 造 所 又 は 火 薬 庫 の 所 在 地（電話）	
検 査 を 受 け た 特 定 施 設 又 は火薬庫	
保 安 検 査 証 の 検 査 番 号	年 月 日 指定保安検査機関名 第 号
検 査 を 受 け た 年 月 日	年 月 日

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 受 理 日	年 月 日

保安検査結果報告書

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
検査を行つた製造所又は火薬庫の所在地（電話）	
検査を行つた製造施設又は火薬庫	
検査の結果	
保安検査証の検査番号	年 月 日 号 指定保安検査機関名 第 号
検査年月日 検査職員氏名	年 月 日
備考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 受 理 日	年 月 日

完成検査記録届

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 ）	
製 造 所 又 は 火 薬 庫 の 所 在 地（電話）	
変 更 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
検 査 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
検 査 結 果 を 確 認 し た 責 任 者	

別紙添付書類 火薬類取締法施行規則第 4 4 条の 1 4 第 1 項に掲げる事項を記載した検査の記録
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 受 理 日	年 月 日

保安検査記録届

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 ）	
製 造 所 又 は 火 薬 庫 の 所 在 地 （ 電 話 ）	
前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日又は終了年月日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
検 査 結 果 を 確 認 し た 責 任 者	

別紙添付書類 火薬類取締法施行規則第 4 4 条の 1 4 第 2 項に掲げる事項を記載した検査の記録

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 日	年 月 日
× 許 可 番 号	

火薬類輸入許可申請書

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事 務 所 所 在 地 (電 話)	
職 業	
(代表者) 住所氏名(年齢)	
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量	
輸 入 の 目 的	
輸 入 先	
製 造 所 及 び そ の 年 月 日	
陸 揚 げ 予 定 期 日	
輸 入 港 名	
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	

別紙添付書類 火薬又は爆薬にあつてはその成分および配合比、火工品にあつてはその構造及び組成を記載した書類

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 受 理 日	年 月 日

火 薬 類 輸 入 届

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事 務 所 所 在 地 (電 話)	
職 業	
(代表者) 住所氏名 (年齢)	
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量	
輸 入 許 可 番 号	
積 載 船 名	
陸 揚 げ 日	
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 日	年 月 日
× 許 可 番 号	

火薬類廃棄許可申請書

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事 務 所 所 在 地 (電 話)	
職 業	
(代表者)住所氏名(年齢)	
火 薬 類 の 種 類 お よ び 数 量	
廃 棄 す る 理 由	
方 法	
場 所	
日 時	
廃棄を指揮する者の氏名	
危 険 予 防 の 方 法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 32（第 78 条の 2 関係）

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

甲種 製造
乙種火薬類 保安責任者免状交付申請書
丙種 取扱

年 月 日

手 に す の 印	数 相 る 収 入 紙 等
-----------------------	---------------------------------

愛 媛 県 知 事 様

氏 名

住 所	
氏 名 生 年 月 日	
合 格 し た 試 験 の 受 験 年 月 日	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 2 ×印の欄は記載しないこと。
 - 3 収入印紙等は、消印しないこと。
 - 4 公益社団法人全国火薬類保安協会に提出する場合は、所定の手続により免状交付手数料を納付し、収入印紙等は、貼らないこと。

様式第 34（第 78 条の 4 関係）

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

甲種 製造
乙種火薬類 保安責任者免状書換申請書
丙種 取扱

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

氏 名

免 状	番 号		
	交 付 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	区 分	旧	新
	氏 名		
変 更 年 月 日			

別添添付書類 火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

甲種 製造
乙種火薬類 保安責任者免状再交付申請書
丙種 取扱

年 月 日

手数料
に相当
する収
入印紙
等

愛 媛 県 知 事 様

氏 名

住 所	
氏 名 生 年 月 日	
再 交 付 を 受 け よ う と す る 理 由	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。
- 2 ×印の欄は、記載しないこと。
- 3 収入印紙等は、消印しないこと。
- 4 公益社団法人全国火薬類保安協会に提出する場合は、所定の手続により免状交付手数料を納付し、収入印紙等は、貼らないこと。

様式第 36（第 81 条の 11 の 3 関係）

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 日	年 月 日
× 指 定 番 号	

指定完成検査機関指定申請書

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

（代表者）氏 名

火薬類取締法第 15 条第 1 項ただし書の指定を受けたいので、同法第 45 条の 23 の規定により、次のとおり申請します。

名 称	
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 ）	
指定を受けようとする地域	
指定を受けようとする区分又は業務の範囲	
完成検査を行う事業所の名称及び所在地	
完成検査を開始しようとする年月日	年 月 日

別紙添付書類 火薬類取締法施行規則第 81 条の 11 の 3 各号に掲げる書類

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 受 理 日	年 月 日

指定完成検査機関変更届

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

(代表者) 氏 名

火薬類取締法第 45 条の 28 の規定により、事業所の所在地を変更するので、次のとおり届け出ます。

名 称	
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 ）	
変 更 後 の 事 業 所 の 所 在 地 （電話）	
変 更 し よ う と す る 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 日	年 月 日
× 認 可 番 号	

指定完成検査機関業務規程認可申請書

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

(代表者) 氏 名

業務規程の認可を受けたいので、火薬類取締法第 45 条の 29 第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

名 称	
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 ）	

別紙添付書類 認可に係る業務規程

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 日	年 月 日
× 認 可 番 号	

指定完成検査機関業務規程変更認可申請書

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

(代表者) 氏 名

業務規程の変更の認可を受けたいので、火薬類取締法第 45 条の 29 第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

名 称	
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 ）	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

別紙添付書類 変更の内容について、変更前及び変更後を対照した新旧条文の対照表

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 受 理 日	年 月 日

指定完成検査機関業務休廃止届

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

（代表者）氏 名

火薬類取締法第 45 条の 30 の規定により、完成検査の業務の一部（全部）の休止（廃止）をしたいので、次のとおり届け出ます。

名 称	
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 ）	
休 止 （ 廃 止 ） し ょ う と す る 完 成 検 査 の 業 務 の 範 囲	
休 止 （ 廃 止 ） し ょ う と す る 年 月 日	年 月 日
休 止 し ょ う と す る 場 合 に あ つ て は 、 そ の 期 間	
休 止 （ 廃 止 ） の 理 由	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 41（第 81 条の 11 の 15 関係）

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 日	年 月 日
× 指 定 番 号	

指定保安検査機関指定申請書

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

（代表者）氏 名

火薬類取締法第 35 条第 1 項第 1 号の指定を受けたいので、同法第 45 条の 38 第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

名 称	
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 ）	
指 定 を 受 け よ う と す る 地 域	
指 定 を 受 け よ う と す る 区 分 又 は 業 務 の 範 囲	
保 安 検 査 を 行 う 事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	
保 安 検 査 を 開 始 し よ う と す る 年 月 日	年 月 日

別紙添付書類 火薬類取締法施行規則第 8 1 条の 1 1 の 1 5 各号に掲げる書類

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 受 理 日	年 月 日

指定保安検査機関変更届

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

(代表者) 氏 名

火薬類取締法第 45 条の 38 第 2 項において準用する同法第 45 条の 28 の規定により、事業所の所在地を変更するので、次のとおり届け出ます。

名 称	
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 ）	
変 更 後 の 事 業 所 の 所 在 地 （電話）	
変 更 し よ う と す る 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 日	年 月 日
× 認 可 番 号	

指定保安検査機関業務規程認可申請書

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

（代表者）氏 名

業務規程の認可を受けたいので、火薬類取締法第 45 条の 38 第 2 項において準用する同法第 45 条の 29 第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

名 称	
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 ）	

別紙添付書類 認可に係る業務規程

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 日	年 月 日
× 認 可 番 号	

指定保安検査機関業務規程変更認可申請書

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

（代表者）氏 名

業務規程の変更の認可を受けたいので、火薬類取締法第 45 条の 38 第 2 項において準用する同法第 45 条の 29 第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

名 称	
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 ）	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

別紙添付書類 変更の内容について、変更前及び変更後を対照した新旧条文の対照表

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 受 理 日	年 月 日

指定保安検査機関業務休廃止届

年 月 日

愛 媛 県 知 事 様

(代表者) 氏 名

火薬類取締法第 45 条の 38 第 2 項において準用する同法第 45 条の 30 の規定により、保安検査の業務の一部（全部）の休止（廃止）をしたいので、次のとおり届け出ます。

名 称	
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 ）	
休 止 （ 廃 止 ） し ょ う と す る 保 安 検 査 の 業 務 の 範 囲	
休 止 （ 廃 止 ） し ょ う と す る 年 月 日	年 月 日
休 止 し ょ う と す る 場 合 に あ つ て は 、 そ の 期 間	
休 止 （ 廃 止 ） の 理 由	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

※火薬類取締法施行細則に基づく様式

様式第1号（第2条関係）

火 薬 庫 廃 止 届 出 書

年 月 日

愛媛県知事 様

（代表者） 氏 名 ㊟

届 出 者	住 所	
	氏 名	
火 薬 庫	所 在 地	
	種 類 (棟 数)	
設置許可年月日 番 号		
廃 止	年 月 日	
	理 由	
	処 置	
備 考		

注1 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

2 法人又は団体の場合には住所及び氏名の欄には、それぞれ名称及び代表者の住所氏名を記載すること。

3 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※愛媛県規則における押印等を不要とするための手続きの特例に関する規則第8号の規定により、本様式の押印、署名又は署名押印については、届出者は、これらの行為を行うことを要しない。

火薬類取扱保安責任者等選（解）任届

年 月 日

愛媛県知事 様

(代表者) 氏 名 ㊞

被選（解）任者 選（解）任の区分 ならびに年月日 種 別		免状の種 別および 交付行政 庁	免状の取 得年月日 および番 号	氏 名 (年 令)	印	火薬庫の 所在地ま たは消費 の場所
取扱保安 責任者						
上記の 代理者						
取扱副保安 責任者						
解任の場合はその事由						

注 この用紙の大きさは日本産業規格A 4 とすること。

※愛媛県規則における押印等を不要とするための手続きの特例に関する規則第 8 号の規定により、本様式の押印、署名又は署名押印については、届出者は、これらの行為を行うことを要しない。（選解任された者の押印は必要である。）

※火薬類取締法施行規則第 15 条の規定に基づき、県知事が指示する安全な場所の基準等に関する省令に基づく様式

火薬庫外貯蔵場所指示申請書						
						年 月 日
愛媛県知事 様						
						住 所
						代表氏名 ㊞
貯蔵しようとする場所の所在地						
消費しようとする火薬類	火薬	爆薬	導火線	雷管		
	キログラム	キログラム	メートル	個		
貯 蔵 期 間		年 月 日から 年 月 日まで				
貯蔵場所	構造および設備					
	他の貯蔵物件					
	盗難防止上の設備の状況					
	出納責任者					
第 号 上記については、火薬類取締法施行規則第 15 条の規定による安全な場所として指示する。						
						年 月 日
県知事名						㊞

- (注) 1 貯蔵場所が自己の所有でない場合は、当該所有者または、管理権を有する者の承諾書を添えること。
- 2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

庫 外 貯 蔵 所 の 位 置 図	
N 	
庫 外 貯 蔵 所 の 構 造 図	

※愛媛県規則における押印等を不要とするための手続きの特例に関する規則第 16 号の規定により、本様式の押印、署名又は署名押印については、申請者は、これらの行為を行うことを要しない。

※愛媛県任意様式

愛媛県様式 1

火 薬 類 〔 製 造 ・ 販 売 〕 営 業 廃 止 届 出 書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
(代表者) 氏名
電 話 番 号

さきに許可を受けた火薬類〔製造・販売〕営業を廃止したので、火薬類取締法第16条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

名称及び事務所の所在地	
〔製造所・販売所〕の所在地	
許可年月日及び番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
残火薬類の措置状況	(残火薬類の種類・数量、処分の方法等)
備 考	

添付書類 火薬類製造・販売営業許可書

注1 住所及び氏名の欄には、法人又は団体の場合にあつては、代表者の住所氏名を記載すること。

2 〔 〕内は該当するものを選択すること。

3 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

火薬類〔製造・販売〕営業許可申請書記載事項変更報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
(代表者) 氏名
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号により許可を受けた火薬類〔製造・販売〕営業許可申請書の記載事項の変更について、火薬類取締法施行規則第 8 1 条の 1 4〔第 2 号・第 5 号〕の規定により報告します。

名称及び事務所の所在地		
〔製造所・販売所〕の所在地		
許可年月日・許可番号		
変 更 事 項	新	旧
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 理 由		
備 考		

添付書類 火薬類製造（販売）営業許可書

- 注1 住所及び氏名の欄には、法人又は団体の場合にあつては、代表者の住所氏名を記載すること。
- 2 〔 〕内は該当するものを選択すること。
- 3 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

〔特定施設・火薬庫〕使用休止届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
(代表者) 氏名
電 話 番 号

火薬類取締法施行規則第44条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

名称及び事務所の所在地	
〔特定施設・火薬庫〕の所在地	
〔特定施設・火薬庫〕の種類及び数	(特定施設) 危険工室・火薬類一時置場・日乾場 (火薬庫) 庫 棟
火薬庫の許可年月日及び許可番号	年 月 日
休 止 す る 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
休 止 の 理 由	
休止期間中の〔特定施設・火薬庫〕 管理方法	
休止期間中の火薬類の貯蔵場所	
備 考	

添付書類 残火薬がないことを証明する書類（帳簿の写し、特定施設・火薬庫内の写真 等）

注1 住所及び氏名の欄には、法人又は団体の場合にあっては、代表者の住所氏名を記載すること。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

火薬庫設置等許可申請書記載事項変更〔届出書・報告書〕

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
(代表者) 氏名
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号により許可を受けた火薬庫設置等許可申請書の記載事項の変更について、火薬類取締法施行規則第 8 1 条の 1 4〔第 7 号・第 9 号〕の規定により〔届け出ます・報告します〕。

名称及び事務所の所在地		
火薬庫の所在地		
火薬庫の種類及び棟数		
火薬庫の許可年月日・許可番号		
変 更 事 項	新	旧
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 理 由		
備 考		

添付書類 火薬庫設置等許可書

- 注1 住所及び氏名の欄には、法人又は団体の場合にあつては、代表者の住所氏名を記載すること。
- 2〔 〕内は該当するものを選択すること。
- 3 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

火薬庫外貯蔵場所（庫外貯蔵庫）廃止届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
(代表者) 氏名
電 話 番 号

さきに指示を受けた火薬庫外貯蔵場所を廃止したので、次のとおり届け出ます。

名称及び事務所の所在地		
庫 外 貯 蔵 庫	所 在 地	
	設備・用途	
県知事の指示年月日・番号		
廃 止	年 月 日	
	理 由	
	処 置	
備 考		

添付書類 庫外貯蔵庫県知事指示書

注1 住所及び氏名の欄には、法人又は団体の場合にあつては、代表者の住所氏名を記載すること。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

火薬類輸入許可申請書記載事項変更届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
(代表者) 氏名
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号により許可を受けた火薬類輸入許可申請書の
記載事項の変更について、火薬類取締法施行規則第 8 1 条の 1 4 第 1 0 号の規定により届け出
ます。

名称及び事務所の所在地		
輸入の許可年月日・許可番号		
変 更 事 項	新	旧
変 更 理 由		
備 考		

添付書類 火薬類輸入許可書

注1 住所及び氏名の欄には、法人又は団体の場合にあつては、代表者の住所氏名を記載すること。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

火薬類廃棄許可申請書記載事項変更届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
(代表者) 氏名
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号により許可を受けた火薬類廃棄許可申請書の
記載事項の変更について、火薬類取締法施行規則第 8 1 条の 1 4 第 1 4 号の規定により届け出
ます。

名称及び事務所の所在地		
廃棄の許可年月日・許可番号		
変 更 事 項	新	旧
変 更 理 由		
備 考		

添付書類 火薬類廃棄許可書

注1 住所及び氏名の欄には、法人又は団体の場合にあつては、代表者の住所氏名を記載すること。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

火 薬 類 所 有 権 取 得 届 出 書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
(代表者) 氏名
電 話 番 号

火薬類取締法第 2 1 条〔第 6 号・第 7 号〕の規定により火薬類の所有権を取得したので、同法施行規則 8 1 条の 1 4 第 1 5 号の規定により届け出ます。

所有権	取得年月日		年 月 日	
	取得の理由			
旧所有者	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日
	職 業			
火 薬 類	取得年月日		年 月 日	
	種 類			
	数 量			
	貯蔵施設	所在地		
		種別及び棟数	級火薬庫 棟(地上式, 地中式)	
摘 要				

- 注1 住所及び氏名の欄には、法人又は団体の場合にあつては、代表者の住所氏名を記載すること。
- 2 〔 〕内は該当するものを選択すること。
- 3 種類の欄には、法第 2 条第 1 項各号に掲げる火薬、爆薬若しくは火工品の種類又は当該種類の品種まで記入すること。
- 4 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

〔

愛

火薬庫の所有又は占有義務免除許可申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
(代表者) 氏名
電 話 番 号

もっぱら自己の用に供する火薬庫を所有又は占有しないことについて許可を受けたいので、火薬類取締法第 13 条ただし書きの規定により次のとおり申請します。

共有する火薬庫等	所有者の氏名又は 名称及び住所 (電話) (販売営業許可年月日・番号)	(年 月 日) (— —)
	所在地	
	設置許可年月日・番号	年 月 日
	火薬庫の種類及び棟数	
	貯蔵火薬の種類及び その最大貯蔵量	
所有又は占有しない理由		
貯 蔵 の 方 法		
当該火薬庫に貯蔵する火薬類の種類及びその最大貯蔵量		
備 考		

添付書類 1 各申請条件に応じて必要となる書類

2 その他必要として求める書類等

注 1 住所及び氏名の欄には、法人又は団体の場合にあつては、代表者の住所氏名を記載すること。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

火薬庫の所有又は占有義務免除廃止届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
(代表者) 氏名
電 話 番 号

さきに指示を受けた火薬庫の所有又は占有義務免除を廃止したので、次のとおり届け出ます。

火 共 薬 有 庫 す 等 る	所有者の氏名又は 名称及び住所（電話） (販売営業許可年月日・番号)	(年 月 日 — —)
	所 在 地	
	設置許可年月日・番号	年 月 日
県知事の指示年月日・番号		
廃 止	年 月 日	年 月 日
	理 由	
備 考		

添付書類 火薬庫の所有又は占有義務免除許可に係る県知事指示書

注 1 住所及び氏名の欄には、法人又は団体の場合にあっては、代表者の住所氏名を記載すること。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

年度 火薬類製造報告書
(年 月～ 年 月)

種 類	単位	年度初在庫高	年間生産高	年間出荷高	年度末在庫高
黒 色 火 薬	k g				
無 煙 火 薬	k g				
爆 薬	k g				
工 業 雷 管	個				
電 気 雷 管	個				
銃 用 雷 管	個				
導 火 線	m				
導 爆 線	m				
煙 火	個				
空 包	個				
実 包	個				
コンクリート破砕器	個				

上記のとおり報告いたします。

年 月 日

愛媛県知事 様

報告者

年度 火薬類販売報告書
(年 月～ 年 月)

種 類	単位	年度初在庫高	年間譲受高	年間譲渡高	年度末在庫高
黒 色 火 薬	k g				
無 煙 火 薬	k g				
爆 薬	k g				
工 業 雷 管	個				
電 気 雷 管	個				
銃 用 雷 管	個				
導 火 線	m				
導 爆 線	m				
煙 火	個				
空 包	個				
実 包	個				
コンクリート破砕器	個				

上記のとおり報告いたします。

年 月 日

愛媛県知事 様

報告者

年度 火薬庫出納報告書
(年 月～ 年 月)

種 類	単位	入 庫 量			出庫量	年度末現在量	
		年度初 繰越量	受入量	計			うち委 託保管 量
黒 色 火 薬	k g						
無 煙 火 薬	k g						
爆 薬	k g						
工 業 雷 管	個						
電 気 雷 管	個						
銃 用 雷 管	個						
導 火 線	m						
導 爆 線	m						
煙 火	個						
空 包	個						
実 包	個						
コンクリート破砕器	個						

上記のとおり報告いたします。

年 月 日

愛媛県知事 様

報告者

保 安 教 育 認 可 申 請 書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
(代表者) 氏名

名 称	
事務所所在地（電話）	
業 種	
区 分	
取 扱 う 火 薬 類 の 種 類	
制 定 ・ 変 更 の 別	
保 安 教 育 計 画	
備 考	

定期自主検査計画（変更）届

年 月 日

愛媛県知事 様

(代表者) 氏名

名 称				
事務所所在地（電話）				
製造所又は火薬庫の所在地				
定期自主検査 実施予定日	第一回検査			
	第二回検査			
	繁忙期前の検査			
自主検査を行う設備				
自主検査を指揮し監督する 責任者の氏名	保安責任者			
責任者の免状種別、番号 交付官庁名及び交付年月日	種別	番号	交付年月日	交付官庁名
検査内容				

定 期 自 主 検 査 内 容

年 月 日

(代表者) 氏名

◎建物に破損はないか	ない	ある
◎外扉・内扉及びそれぞれの錠前に異常はないか	ない	ある
◎窓（ガラス・鉄棒・防火扉等）に異常はないか	ない	ある
◎床面に鉄類は露出していないか	いない	いる
◎床下通気孔・天井換気孔（鉄棒・金網）・天井裏金網・両つま換気孔に異常はないか	ない	ある
◎避雷装置に異常はないか	ない	ある
◎周囲の土堤・簡易土堤に異常はないか	ない	ある
◎防火のための空き地・空間等が保持されているか	いる	いない
◎貯水槽に異常はないか	ない	ある
◎警鳴装置は正常に作動するか	する	しない
◎外柵・警戒札に異常はないか	ない	ある
◎最高最低寒暖計は異常ないか	ない	ある
◎水はけは良いか	良い	悪い
◎内外を清掃し、燃焼しやすいもの・不要のものを取り除いて整理しているか	いる	いない
◎火薬類の積み上げは適正か	適正	不適正
◎安定度試験を要する火薬類はないか	ない	ある
◎保安物件に対しての保安距離は良いか	良い	悪い

定 期 自 主 検 査 結 果 報 告 書

年 月 日

愛媛県知事 様

(代表者) 氏名

名 称				
事務所所在地（電話）				
製造所又は火薬庫の所在地				
定 期 自 主 検 査 実 施 日	第一回検査			
	第二回検査			
	繁忙期前の検査			
自 主 検 査 を 行 う 設 備				
自主検査を指揮し監督する 責 任 者 の 氏 名	印			
責任者の免状種別、番号 交付官庁名及び交付年月日	種別	番号	交付年月日	交付官庁名
検 査 内 容				

定 期 自 主 検 査 内 容

年 月 日

(代表者) 氏名

◎建物に破損はないか	ない	ある
◎外扉・内扉及びそれぞれの錠前に異常はないか	ない	ある
◎窓（ガラス・鉄棒・防火扉等）に異常はないか	ない	ある
◎床面に鉄類は露出していないか	いない	いる
◎床下通気孔・天井換気孔（鉄棒・金網）・天井裏金網・両つま換気孔に異常はないか	ない	ある
◎避雷装置に異常はないか	ない	ある
◎周囲の土堤・簡易土堤に異常はないか	ない	ある
◎防火のための空き地・空間等が保持されているか	いる	いない
◎貯水槽に異常はないか	ない	ある
◎警鳴装置は正常に作動するか	する	しない
◎外柵・警戒札に異常はないか	ない	ある
◎最高最低寒暖計は異常ないか	ない	ある
◎水はけは良いか	良い	悪い
◎内外を清掃し、燃焼しやすいもの・不要のものを取り除いて整理しているか	いる	いない
◎火薬類の積み上げは適正か	適正	不適正
◎安定度試験を要する火薬類はないか	ない	ある
◎保安物件に対しての保安距離は良いか	良い	悪い

火薬類安定度試験結果報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

氏 名

火 薬 類 貯 蔵 場 所	
火 薬 類 所 持 目 的	
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量	
製 造 年 月 日	
試 験 実 施 期 日	
試 験 施 行 場 所	
試 験 実 施 者 氏 名	
試 験 方 法	
試 験 成 績	
措 置	
備 考	

第5章 市町長の権限における事務

概要

愛媛県においては、火薬類取締法で県知事の権限とされている事務のうち、譲渡・譲受け（法第17条）、消費（法第25条）に係る事務については、愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき、その権限が市町長に移譲されている。

〔参考〕 猟銃用火薬類等の特則について

法第50条の2第1項に基づき、次の(1)又は(2)の火薬類に係る譲渡・譲受、輸入（法第24条）及び消費に係る事務の権限は、公安委員会にある。

- (1) 実包又は無煙火薬であつて、銃砲刀剣類所持等取締法に規定するけん銃等又は猟銃にもつぱら使用されるもの
- (2) けん銃等、猟銃又は古式銃砲に使用し、又は使用させることを目的とする空包、銃用雷管又は黒色猟用火薬

(1)の実包又は無煙火薬はけん銃等又は猟銃にもつぱら使用されるものが特定できるが、(2)の空包や銃用雷管は他の産業用として、黒色猟用火薬は打揚煙火の発射薬としても使用される場合があることから、もつぱら使用されるものを特定し難いという実態があるので、それぞれ別々に規定されている。

ただし、同条第2項の規定により、次のイ、ロに係る譲渡・譲受、輸入及び消費に係る事務については、公安委員会の権限ではなく、輸入については県知事、譲受・譲渡、消費については市町長の権限であることに留意すること。

イ 火薬類の製造営業若しくは販売営業の許可を受けた者が業務のために行うもの

ロ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第2号の規定による銃砲の所持の許可を受けた者が許可に係る用途に関して行うもの

様式目次 (市町関係)

省令様式

様式第9	火薬類譲渡許可申請書	88
様式第10	火薬類譲受許可申請書	89
様式第11	火薬類（譲渡・譲受）許可証	90
様式第12	火薬類（譲渡・譲受）許可証書換申請書	91
様式第13	火薬類（譲渡・譲受）許可証再交付申請書	92
様式第29	火薬類消費許可申請書	93
様式第50	火薬類譲受・消費許可申請書	94

細則様式

様式第3号	火薬類消費計画書	95
様式第4号	火薬類消費許可および消費計画書変更届	97

様式第 9（第 35 条関係）

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 日	年 月 日
× 許 可 番 号	

火薬類譲渡許可申請書

年 月 日

市（町）長 様

（代表者）氏 名

名 称		
事 務 所 所 在 地（電 話）		
職 業		
（代 表 者）住 所 氏 名（年 令）		
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量		
譲 渡 目 的		
譲渡期間（1 年を超えないこと。）		自 至 年 年 月 月 日 日
譲 渡 火 薬 類 の 所 在 場 所		
譲 渡 の 相 手 方	住 所	
	氏 名	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 日	年 月 日
× 許 可 番 号	

火薬類譲受許可申請書

年 月 日

市（町）長 様

（代表者）氏 名

名 称		
事 務 所 所 在 地（電 話）		
職 業		
（代 表 者）住 所 氏 名（年 令）		
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量		
譲 受 目 的		
譲受期間（1 年を超えないこと。）		自 至 年 年 月 月 日 日
貯 蔵 又 は 保 管 場 所		
消費に関 する事項	目 的	
	日 時（期 間）	
	場 所	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 11（第 38 条関係）
第 1 頁

第 年 月 号 日	
火薬類 譲渡 譲受 許可証	
市 (町) 長 印	
住 所	
氏 名 (年 齢) 又 は 名 称	
職 業	
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量	
目 的	
有 効 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
許 可 条 件	
譲渡 譲受 人記載欄に余白がなくなつたときは、当該許可証に継続する 譲渡 譲受 許可証の交付を受け ることができる。	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 とすること。

第 2 頁以下

譲渡 譲受 人記載欄						
回数	火薬類 の種類	火薬類 の数量	許可数量に 対する残量	譲渡 譲受 年月日	氏名	備考

様式第 12（第 38 条の 2 関係）

× 整 理 番 号	
× 受 理 日	年 月 日

火薬類 譲渡
譲受 許可証書換申請書

年 月 日

市（町）長 様

（代表者）氏 名

許可証	番 号		
	交 付 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	区 分	旧	新
	住 所		
	氏名（年齢）又は名称		
	職 業		
変 更 年 月 日			

別紙添付書類 譲渡許可証又は譲受許可証

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 13（第 39 条関係）

× 整 理 番 号	
× 受 理 日	年 月 日

火薬類

譲渡
譲受

 許可証再交付申請書

年 月 日

市 （町） 長 様

（代表者）氏 名

名 称		
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 ）		
職 業		
（代表者）住所氏名（年齢）		
許 可 証	種 別	譲渡許可証・譲受許可証
	番 号	
	交 付 年 月 日	年 月 日
申 請 の 理 由		

別紙添付書類 申請の理由が譲渡許可証又は譲受許可証の汚損であるときは、汚損した当該許可証
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 日	年 月 日
× 許 可 番 号	

火薬類消費許可申請書

年 月 日

市 (町) 長 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事 務 所 所 在 地 (電 話)	
職 業	
(代 表 者) 住 所 氏 名 (年 令)	
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量	
目 的	
場 所	
日 時 (期 間)	
危 険 予 防 の 方 法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 50（省令第 90 条の 2 関係）

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 日	年 月 日
× 許 可 番 号	

火薬類譲受・消費許可申請書

年 月 日

市（町）長 様

（代表者）氏 名

名 称		
事 務 所 所 在 地（電 話）		
職 業		
（代表者） 住 所 氏 名 （年 令）		
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量		
目 的		
譲 受 期 間 （ 1 年 を 超 え な い こ と ）。		
貯 蔵 又 は 保 管 場 所		
消 費 に 関 す る 事 項	場 所	
	日 時（期 間）	
	危 険 予 防 の 方 法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

※細則に基づく様式

様式第3号

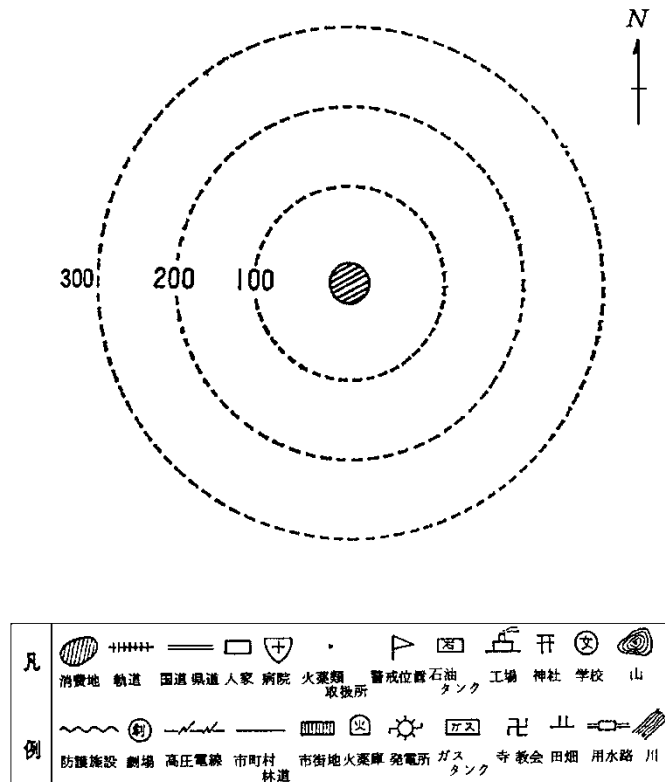
火 薬 類 消 費 計 画 書										
作 成 者		消費に関する火薬類取扱保安責任者または取扱責任者氏名				印				
消 費 の 方 法	土 木 工 事 等	消費しようとする 火 薬・爆 薬	種 類		薬 径	ミリメートル	薬 量	グラム		
		発 破 の 種 類 (該当に○印)	電気発破 連発 瞬発 発程度 発 導火線発破 連続発破 段発 (1日で最も多い とき 回程度)							
		発 破 の 時 間	時 分から 時 分まで							
		発 破 器 具 の 設 備 (あるものに○印を)	発破器 導火線ばさみ 折尺 口締器 込棒 サイレン 赤旗 運搬箱							
		消費中における	最も深い 孔 メートル 同上薬量 グラム	最も浅い 孔 メートル 同上薬量 グラム	最も近い 孔の間隔 メートル					
	煙	製 造 業 者 の 氏 名 ・ 名 称								
		打 上 げ 煙 火 の 種 類 数 量								
		仕 掛 煙 火 の 種 類 数 量								
		消 費 の 時 間	時 分から 時 分まで							
		消 費 の 要 領								
	火	警 戒 の 方 法								
		警 告 の 方 法								
		防 護 措 置								
		待 避 位 置 の 選 定								
		道路などにおける交通 制 限 方 法								
法	火 薬 類 取 扱 所 の 構 造 の 概 要									
	従事者氏名 (年齢) (指揮者に○印)	火薬類取扱保安責任者免状または発破技士免状								
		種 類	交 付 官 公 庁		番 号					

注 この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

消費場所付近の見取図

消費地点の外側 300 メートルの範囲内における平面図を書き、下の凡例により保安物件を明示すること。

ただし、消費地が市街地、交通ひんぱんな道路、人家の付近、公衆の集合する場所、もしくは、これらの周辺の土地である場合は、別紙により消費場所の平面図および立面図を書き、切り取り予定線を-----線で示し、切り取り順序を A、B、C で表わすとともに防護施設および警戒の位置を明示すること。



様式第 4 号

火薬類消費許可および消費計画書変更届

年 月 日

市（町）長 様

（代表者）氏 名 ㊟

申請人	住 所	
	職業・氏名 (年 齢)	
許可証の種別番号 交付年月日		
変 更 の 種 別		
変 更 事 項		
変 更 前 の 事 項		
変 更 の 理 由		
備 考		

注 この用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とすること。

※愛媛県規則における押印等を不要とするための手続きの特例に関する規則第 8 号の規定により、本様式の押印、署名又は署名押印については、届出者は、これらの行為を行うことを要しない。

第6章 事故対応等

1 危険時の措置及び届出（法第39条）

火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その他安定度に異常を呈したときは、その火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者は、直ちに、火薬庫に関しては次の(1)から(3)に掲げる応急措置、火薬類に関しては次の(4)に掲げる応急措置を講じなければならない。

また、上記事態を発見した者は、直ちにその旨を警察官、消防吏員若しくは消防団員又は海上保安官に届け出なければならない。

- (1) 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ、見張人をつけること。
- (2) 通路が危険であるかまたは搬送の余裕がない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講ずること。
- (3) (1)及び(2)の措置によらない場合には、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講じ、かつ、必要に応じて附近の住民に避難するよう警告すること。
- (4) 吸湿、変質、不発、半爆等のために著しく原性能もしくは原形を失った火薬類または著しく安定度に異常を呈した火薬類は、廃棄すること。

2 警察官等への事故届（法第46条第1項）

消費者等、火薬類を取り扱う者は、次の(1)又は(2)の場合には、火薬類の事故に該当するため、遅滞なく最寄りの警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

- (1) 所有又は占有する火薬類に爆発等の災害が発生したとき
- (2) 所有又は占有する火薬類、譲渡許可証、譲受許可証、運搬証明書を紛失したとき、又は盗まれたとき

3 災害事故報告（法第46条第2項）

県知事又は市町長は、火薬類の事故が発生したときは、事故に係る火薬類の所有者又は占有者に対し、災害発生の日時、場所及び原因、火薬類の種類及び数量、被害の程度等について報告をさせることができる。

愛媛県における火薬類の事故の報告先は、次の(1)又は(2)のとおりであり、事故発生後速やかに報告しなければならない。

- (1) 火薬類の製造、販売及び貯蔵に係る事故が発生した場合：発災場所を管轄する地方局
- (2) 火薬類の消費に係る事故が発生した場合：消費地を管轄する市町長

なお、県から経済産業省への報告は、経済産業省が作成した「都道府県等における火薬類事故対応マニュアル」に基づいて実施していることから、報告する項目やその内容等については、以下に示す様式を参考にすること。

4 現状変更の禁止（法第47条）

火薬類による災害が発生したときは、何人も、交通の確保など公共の利益のためやむを得ない場合や二次災害を防ぐための応急措置（1(1)から(4)）をとった場合を除いて、県知事又は警察官の指示なく、その現状を変更してはならない。

様 式 目 次
(事 故 関 係)

都道府県等における火薬類事故対応マニュアル様式

様式 1－1	事故等報告	100
様式 1－2	添付資料【火薬類の消費中（煙火・がん具煙火を除く）の事故の場合】 ...	102
様式 1－3	添付資料【煙火の消費中の事故の場合】	103
様式 2	煙火消費中の異常事象報告	104
様式 3	がん具煙火消費中の事故・異常事象の報告	106

事故等報告（報告段階：速報・中間報告・確報）

報告者：所属機関、部署名、氏名

報告日時： 月 日 () 時 分

[*は記載要領であり、事故の内容に応じて適宜記載すること。]

[速報においては、分かる範囲で記載すること。]

[確報においては、速報や中間報告で記載している内容であっても、省略せずに全ての情報を記載すること。]

1. 事故等の種類（なお、火薬類取締法以外の法令の適用を受ける場合にあっては、その法令）

[*事故（A級、B1級、B2級、C1級、C2級、喪失・盗取）、異常事象の別]

[*火薬類取締法以外の法令の適用を受ける場合にあっては、その法令]

2. 事故等発生の日時 [*曜日を入力。時間は24時間表記]

3. 事故等発生場所 [*住所、事業所名、具体的な事故等発生場所（製造工場にあっては工室名、消費場所にあっては切羽の位置、花火大会名等）]

4. 事故等の概要

①取扱いの種類 [*製造・消費・運搬・貯蔵・玩弄・その他の別]

②概要 [*事故等発生までの経緯、事故時の状況、終息までの経過等を具体的に記載]

[*事故等の分類を判断した具体的な事象（黒玉、低空開発等）も記載]

③事故等に関する事業者

(a) 事故等当事者 [*監督部、都道府県等に対して製造、消費等の許可申請を行った者]

(b) 関連事業者 [*①事故等当事者以外の事故に係る火薬類を取り扱う者（例えば、発破作業や煙火打揚等を行う消費業者、煙火の製造業者等）]

④火薬類の種類及び数量

(a) 種類 [*事故等に関する具体的な火薬、爆薬、火工品の種類を記載]

[*消費許可申請書や製造営業許可申請書における「火薬類の種類」も参照]

[*具体的な商品名等]

[*煙火は種類、号数、消費方法を記載]

(b) 数量 [*事故等に関する火薬類の数量]

[*当日の取扱い数量（全体）や、消費を中止した場合等は、消費・未消費数量の別も分かる範囲で記載]

5. 事故等の被害状況：人的被害（死者、重傷者、軽傷者別）、物的被害の状況等

①人的被害 [*死者、重傷者、軽傷者の別（「中等傷」は不可）。当事者・第三者の別。具体的な負傷内容（負傷部位、入院日数、全治までの期間等）]

②物的被害 [*具体的な被害状況（箇所、範囲、規模等）、直接被害総額、当事者・第三者の別、等]

[*公道の通行止め等の社会的影響があった場合は、その詳細も記載]

[*煙火消費中の事故の場合は、安全な距離の内側・外側の区別を記載]

6. 事故等の原因 [*直接的・間

8. 法令違反の有無及びその内容 [* 具体的な該当条文、違反と判断した根拠等]
[* 事故に関して、他法令違反の有無があれば記載]

9. 規制主体及び都道府県等関係行政機関がとった措置

- ① **規制主体** [* 事故が発生した火薬類取締法の取扱いに係る許可等を行った行政機関（監督部、都道府県、指定都市等）の名称を記載]
[* 事故の態様から、特筆すべきと判断される火薬類取締法以外の法令の適用を受ける場合には、その規制主体を記載]

② **都道府県等関係行政機関がとった措置**

- （a） **応急措置** [* 事故等発生直後や当日中に行った措置]
[* 具体的な措置内容（関係者への連絡・情報提供、救急活動、消火活動、緊急作業等）]
[* 措置を行った主体（具体的な行政機関名等）]

- （b） **事故等措置** [* 現場調査、当事者に対する指示・指導・処分、関係者に対する注意喚起・情報提供等]
[* 方法（文書発出、口頭、等）。措置を行った文書があれば必要に応じて添付]
[* 措置を行った主体（行政機関名）、措置の対象（事業者名等）を明記]

- （c） **対策** [* 具体的な対策内容を明記]
[* 対策を措置した主体を明記（行政機関が策定し事業者等に対して指導した対策か、事故等当事者等が自ら行う対策として行政機関に報告した内容か等）]
[* 行政機関が事業者等に指導等した場合、その対象は誰か（事故等当事者等の特定者に対して指導したのか、管轄地域内の関係事業者に広く注意喚起等を行ったのか等）]
[* 指導した具体的な方法（文書発出による指導、口頭による指導等）。発出文書があれば必要に応じて添付]

10. その他参考となる事項

- ① **報道** [* テレビ、新聞（全国、地域）、インターネット等における報道状況]

- ② **職員等派遣状況** [* 事故調査のために職員等を派遣する（した）場合はその旨を記載]

- ③ **許認可関係** [* 火取法に基づく、届出、許可、完成検査、保安検査、定期自主検査に係る年月日を記載]
[* 最近の保安検査時における状況、製造又は取扱保安責任者、代理者及び副保安責任者氏名等の情報]
[* 必要に応じて、許可内容が分かる資料を添付]

- ④ **意見** [* 当該事故等を踏まえ、現行法規に対する意見、実験研究の実施を要すると思われる事項、本省に対する要望等]

- ⑤ **その他** [* 必要に応じて、事業者からの事故届、図面（配置図、フローシート、事故部分の図面）、写真等を添付]

添付資料【火薬類の消費中（煙火・がん具煙火を除く。）の事故の場合】

事故発生時の 気象状況	天 候		気 温		風向・風速		特記事項			
			℃		の風 m		()			
業 種	土木 (内容)		碎石		石切場		その他			
	()						()			
現場区分	貯蔵所				消費場所					
	火薬庫		庫外貯蔵庫		切羽		取扱所			
							()			
	廃棄場所		運搬路		その他					
					()					
事故状況	飛石	発火	火災	爆発	爆風	落石	落盤	その他		
								()		
従事作業	発破作業						廃棄作業	運搬作業		
	発破等準備		発破等本作業		発破等後処理					
	その他		()							
許可等の有無	消費許可		廃棄許可		運搬証明		その他	()		
許可条件										
発 破 関 係	関係従事者	手帳所持者	黒	人	青	人	黄	人	計	
	発破種別	ベンチ		盤下げ		小割		トンネル		深礎
		(高さ: m)								()
	使用薬種	親ダイ:				増ダイ:				
	使用雷管・ 火工品	電気雷管					工業雷管		個	
		瞬発	DS	MS	電子遅延式		段数	導火管 付き雷管	親ダイ用 コネクタ	
		個	個	個	個		個			
		導爆線 m		導火線 m		その他 ()				
	せん孔	孔径 (mm)	角度 (°)		孔 数		孔長 (m)	孔間隔 (m)	最小抵抗線 (m)	
		mm	°				m	m	m	
	装薬方法	1 孔当たり装薬量						総装薬量 (全孔) (kg)		
		親ダイ (kg)		増ダイ (kg)		計 (kg)		kg		
		kg		kg		kg				
	発破係数	(計算根拠)								
	込め物種類・ 長さ	くり粉		砂		碎石		粘土		その他
				(号)				長さ (m)		
岩の種類	珪岩	硬砂岩	砂岩	花崗岩						

煙火消費中の異常事象報告

報告者：所属機関、部署名、氏名

報告日時： 月 日 () 時 分

[*は記載要領であり、事故等の内容に応じて適宜記載すること。]

1. 発生日時 [*曜日を入力。時間は24時間表記]

2. 発生場所 [*住所、事業所名、具体的な事故等発生場所（花火大会名等）]

3. 異常事象の分類 [*事象の定義は、「煙火消費事故の原因と対策」参照。該当するものに■若しくは☑]

- ☐ 筒ばね ☐ 過早発 ☐ 低空開発 ☐ 地上開発 ☐ 黒玉 ☐ 部品落下 ☐ 残滓
☐ 異常燃焼 ☐ 異常飛翔 ☐ 残滓 ☐ 火災 ☐ その他

4. 異常事象の概要と原因 [*異常事象の発生までの経緯、発生時の状況等を記載]
[*直接的・間接的発生原因、被害拡大原因等について、推定を含めてできるだけ記載]
[*7. に記載する内容はここに記載しない]

5. 煙火の種類及び数量 [*異常事象に関係する煙火の種類、号数、消費方法及び数量を記載]

6. 都道府県等関係行政機関がとった措置

①措置 [*異常事象発生直後やその後に行った措置]

[*当事者に対する指示・指導・処分、関係者に対する注意喚起・情報提供等]

[*措置を行った主体（行政機関名）、措置の対象（事業者名等）を明記]

②対策 [*具体的な対策内容を明記。]

[*対策を措置した主体を明記（行政機関が策定し事業者等に対して指導した対策か、事故等当事者等が自ら行う対策として行政機関に報告した内容か等）]

7. その他参考となる事項

①報道 [*テレビ、新聞（全国、地域）、インターネット等における報道状況]

②意見 [*当該事案を踏まえ、現行法規に対する意見、実験研究の実施を要すると思われる事項、本省に対する要望等]

③その他 [*必要に応じて、事業者からの報告書、図面、写真、ネットニュース記事等を添付]

がん具煙火消費中の事故・異常事象の報告

報告者：所属機関、部署名、氏名
報告日時： 月 日 () 時 分

[* は記載要領であり、その内容に応じて適宜記載すること。]

[がん具煙火の消費中における事故・異常事象は、都度報告若しくは 1 週間程度まとめた報告とすることで差し支えない。この場合、1 件 1 様とするのではなく、一覧表に整理しての報告も可とするが、以下 1. ～ 5. を盛り込むこと。]

[報告後の原因調査等により、その内容に変更があった場合には、最初に報告を行った日付や案件名を明示すること。]

1. 発生日時 [* 曜日を記入。時間は 24 時間表記]

2. 発生場所 [* がん具煙火を消費していた場所（自宅、公園等、河川敷等の別）]

3. 概要・原因 [* 危険な事象の具体的な内容（火傷、火災など）及び発生までの経緯、周辺状況など具体的に記載]
[* 直接的・間接的発生原因等をできるだけ詳細に記載]
[* 推定の場合は、原因の推定理由、原因推定上参考となるべき事実、原因究明のために行った調査、原因を判断・推定した者等を記載]

4. 危険な事象に関するその他情報

①危険な事象の種別 [* A 級、B 1 級、B 2 級、C 1 級、C 2 級、異常事象の別]

②消費者の情報 [* 消費していた者の情報（年齢又は幼児・小学生などの別。付き添い者等の情報（親や友人など）]

③消費していたがん具煙火の種類及び数量 [* 具体的な種類（手持ち花火、打ち上げ花火等）、商品名、数量等]

④報道の状況 [* テレビ、新聞（全国、地域）、インターネット等における報道状況]

5. 規制主体及び都道府県等関係行政機関がとった措置等 [* 当該危険な事象発生直後やその後に行われた措置]
[* 具体的な措置内容（関係者への連絡・情報提供、救急活動、消火活動、緊急作業等）]
[* 現場調査、当事者及び関係者に対する指示・情報提供等、その方法（文書発出、口頭等）等。文書があれば、必要に応じて添付]
[* 当該危険な事象に関し、現行法規に対する意見、実験研究の実施を要すると思われる事項、本省に対する要望等]